

令和元年第2回鬼北町議会定例会

令和元年6月13日（木曜日）

○議事日程

令和元年6月13日午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 議案第32号 鬼北町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第7 議案第33号 鬼北町特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第34号 鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第35号 鬼北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第36号 鬼北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第37号 鬼北町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第12 議案第38号 財産の取得について
- 日程第13 議案第39号 財産の取得について
- 日程第14 議案第40号 令和元年度鬼北町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議員の派遣について
- 日程第16 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第17 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○本日の会議に付した事件

- 日程第6 議案第32号 鬼北町森林環境譲与税基金条例の制定について

- 日程第 7 議案第 33 号 鬼北町特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 34 号 鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 35 号 鬼北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 36 号 鬼北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 37 号 鬼北町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第 12 議案第 38 号 財産の取得について
- 日程第 13 議案第 39 号 財産の取得について
- 日程第 14 議案第 40 号 令和元年度鬼北町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 15 議員の派遣について
- 日程第 16 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 17 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○出席議員（12名）

1 番 高 橋 聖 子	2 番 中 山 定 則
3 番 末 廣 啓	4 番 山 本 博 士
5 番 赤 松 俊 二	6 番 松 下 純 次
7 番 芝 照 雄	8 番 福 原 良 夫
9 番 程 内 覺	10 番 松 浦 司
11 番 山 崎 保	12 番 渡 邊 眞 次

○欠席議員（なし）

○議会事務局

議 会 事 務 局 長 谷 口 浩 司 書 記 鶴 井 留 美

○説明のため出席した者

町	長	兵頭誠	亀	副町長	井上建司
総務財政課長	佐竹誠			企画振興課長	二宮浩
町民生活課長	古谷忠志			保健介護課長	芝達雄
環境保全課長	高田達也			日吉支所長	那須周造
農林課長	松本秀治			建設課長	上田司
水道課長	上田司			会計管理者	清家建二
教育長	筒井亀			教育課長	渡邊甫
農業委員会会長	川平定計			農業委員会事務局長	松本秀治
代表監査委員	上甲康夫				

○事務局長（谷口浩司君）

起立願います。

礼。

○議長（渡邊眞次君）

ただいまから、令和元年第2回鬼北町議会定例会を開会します。

午前9時00分 開議

○議長（渡邊眞次君）

町長から招集の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

改めまして、おはようございます。

令和元年第2回鬼北町議会定例会を招集いたしましたところ、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、最近のニュースでは、高齢者の交通事故の案件が、連日報道されています。残念ながら、こうした事故で小さなお子さんらが事故に遭遇して、犠牲になられており、交通事故の痛ましさをひしひしと痛感しているところであります。

鬼北町では、御存じのとおり、鬼北町交通安全推進協議会を立ち上げて、鬼北交番と連携しながら、交通事故が発生しないよう免許返納者へのタクシーチケット、ガソリン代支給をはじめ、安全運転の推進を行っているところであります。

高齢ドライバーの方の事故を減らせるように、町民一人ひとりが安全運転のための意識を高め、町民総ぐるみで交通事故のないまちづくりに努めていきたいと考えております。

さて、本日の会には、条例の制定1件、条例の一部改正4件、計画の一部変更1件、財産の取得2件、補正予算1件を提案いたしております。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたしまして、令和元年第2回鬼北町議会定例会の招集挨拶といたします。

○議長（渡邊眞次君）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、先に配付しました別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えますので、各位の御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、3番、末廣啓議員、4番、山本博士議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、町長から、平成30年度鬼北町一般会計繰越明許費繰越計算書の提出がありましたので、お手元に配付しております。

次に、地方自治法第199条第9項の規定により、監査委員から、保健介護課、環境保全課、日吉支所、企画振興課の所管に係る定期監査、及び平成30年度実施の(30)町道野地横山線防護柵設置工事ほかの4件の事業に係る随時監査並びに同法第235条の2第3項の規定により、平成31年2月分、3月分、4月分に係る例月現金出納検査の結果に関する報告について提出がありましたので、写しをお手元に配付しております。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、平成30年度鬼北町教育委員会点検・評価報告書の提出がありましたので、配付しています。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、町長から鬼北土地開発公社の経営状況を説明する資料として、平成30年度決算に関する書類を配付しております。

なお、この決算は、理事会において承認済みのものです。

また、株式会社森の三角ぼうし、株式会社日吉農林公社、株式会社日吉夢産地、それぞれの経営状況を説明する資料として、平成30年度決算に関する書類及び令和元年度事業の計画に関する書類が提出されておりましたので、配付しております。

なお、この決算及び事業の計画等は、通常総会において承認済みのものです。

次に、先の定例会から本日まで議長として行動した主な事項につき報告します。

別紙をお手元に配付しておりますので、お目通し願います。

ここで、5月28日に東京都で開催されました町村議会議長・副議長研修会について福原良夫副議長から研修報告を受けます。

○8番（福原良夫君）

令和元年度町村議会議長・副議長研修会報告。

去る5月28日、29日に、東京国際フォーラムホールにおいて全国町村議会議長・副議長研修が開催されました。渡邊議長と私が出席をいたしました。

まず最初に、全国町村議会アンケート調査をもとに、町村議会議員の議員報酬等のあり方の最終報告がされました。その中で、これまで行政改革の論理で減額されてきた報酬について、ボランティアでは務まらない、報酬が安過ぎる、行政改革の論理ではないといった議員意識の変化が見られる。議会を目指す行政改革の目的は、議員の資質の向上にあり、この結果として、議会活動の充実強化と連動させる視点で議員報酬の増額を目指すべきではないか。また、議員のなり手不足の要因として議会の不透明などの魅力の減少、報酬の低さなどの条件の悪さ、兼業等の禁止などの法制度の報告がなされました。

翌日29日に開催された愛媛県議長会では、議長会長に内子町の森永和夫氏を、副議長会長に松野町議の赤松紀幸氏が選任されました。

以上で研修報告といたします。

○議長（渡邊眞次君）

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため、出席を求めている者を報告をします。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第4、行政報告。お手元の町長行政報告では、3月議会定例会以降の行動状況を提示しております。2点申し上げます。

5月20日、東京で開催されましたBELCA賞授賞式に行っていました。B

E L C A 賞とは、公益社団法人ロングライフビル推進協会が推奨するもので、長年の適切な保存維持、長期使用に対する独自のビジョンを持ち続けることや、蘇生あるいは飛躍的な価値向上を図ったリフォームがなされた模範的な建築物に贈られる賞であります。

愛媛県では、これまでにロングライフ部門で松山市の伊予銀行本店及び新居浜市の別子銅山記念館の2件のみ受賞されておりまして、ベストリフォーム部門では、愛媛県最初の受賞となりました。

受賞の講評としまして、当時実施例の少なかった本議事堂H P シェルの屋根を保存対象とし、文化的価値を損なうことなく、本質業務の舞台として利用する決定を含め、耐震改修計画の中に当時の設計の姿を極力残しながら、エレベーター整備を含めたバリアフリー化、トイレ改修、O A フロア対応、空調設備実施を実現させたこと、さらに改修のコンセプトには、住民の動線を配慮した住民目線のリフォーム、職員の事務改善、効率化を実現するための文書管理方法の検討などを職員自らがプロジェクトチームを立ち上げ、結果的に職員の職務に対する考え方、住民対応の大切さを改めて見直す機会として捉えることができたことが高く評価されました。

同日の受賞には、東京の霞ヶ関ビル、サントリーホールなどが選ばれており、びっくりしたところであります。

ちなみに、写真で賞状を私にいただいたのは、同協会会長であります鹿島建設の押味社長でありました。

改築計画当初に携わった前理事者、また議会議員各位をはじめ、関係者の方々に深く感謝申し上げますとともに、受賞の意義を深く心に刻み、職員とともに守り、また、有効活用していきたいと考えております。

2つ目、資料はつけておりませんが、6月16日、西予市管家市長とともに国道441号同盟会における南予地方局要望を実施しました。地方局長、建設部長などの幹部異動もあり、図面・写真の資料を基礎に鬼北町側の工事箇所における工事の確保について再度要望いたしました。

あわせて、昨年夏の集中豪雨において発生した町内災害箇所における国・県管轄エリアの早期工事着工、広見川堤防のオーバーフローによる興野々付近の大規模な住宅、田畑、事業所の浸水や三島、愛治地区河川について、南予地方局長等に早急な堤防改修、河川の河床土砂掘削、さらに県道節安下鍵山線など、主要改良路線をあわせて確実な措置を求めてまいりました。

その他、当年、年度当初の事業、総会等について省略をいたします。時系列の資料

にて御確認いただきますようお願いをいたします。

以上で報告を終わります。

○会計管理者（清家建二君）

おはようございます。

それでは、平成30年度予算に係る出納閉鎖を去る5月31日に行いました。

その概要について、お手元に配付しておりますA3の資料、平成30年度鬼北町出納閉鎖の概要で御報告いたします。

まず、一般会計につきましては、予算現額85億9,641万円に対して、収入済額は72億6,177万6,661円で、予算に対する執行率は84.47%となります。また、支出済額は70億4,865万3,073円で、予算に対する執行率は82.0%となります。よって、一般会計の収支差引繰越額は、2億1,312万3,588円となります。

続いて、右端の備考欄の当年度をご覧ください。

繰越明許費として12億3,678万4,000円、15事業を繰り越しています。内容については、本日別途に配付されております平成30年度鬼北町一般会計繰越明許費繰越計算書で後ほど御確認ください。

なお、この繰越事業に充当する一般財源は8,460万5,000円ですので、平成30年度一般会計の実質収支は1億2,851万8,588円となります。

次に、特別会計について報告いたします。

特別会計につきましては、収入済額、支出済額、収支差引繰越額は、それぞれこの表の内訳のとおりとなっており、特別会計9会計の収支差引繰越額の合計は、1億5,090万1,700円となります。

また、備考欄の当年度の内訳のとおり、繰り出し、繰り入れを行っており、一般会計の繰出金合計が819万6,393円、一般会計からの繰入金合計が5億3,450万1,991円、国保会計からの繰入金が1,662万円となっております。

一般会計と特別会計の合計は、予算現額123億5,019万8,000円に対して、収入済額は109億312万5,752円で、予算に対する執行率は88.28%となります。

また、支出済額は105億3,910万464円で、予算に対する執行率は85.34%となり、収支差引繰越額は3億6,402万5,288円となります。

次に、下段のその他の欄の金額につきましては、3月31日現在で、収支差引繰越額は46億8,749万8,178円、20基金となっております。

歳計外現金につきましては、収支差引繰越額 2,661万8,730円ですので、基金、歳計外現金の収支差引繰越額は、合計で47億1,411万6,908円となります。

以上、平成30年度予算に係る出納閉鎖の概要の報告とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

今回の定例会には、末廣啓議員、山本博士議員、中山定則議員の3名から質問の通告がありました。

これを順番に発言を許可します。

まず3番、末廣啓議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分です。

末廣議員、質問1についての質問を行ってください。

○3番（末廣 啓君）

議席番号3番、末廣啓でございます。

一般質問通告書のとおり、3件、一問一答方式で質問をいたします。よろしくお願いいたします。

質問1、町営バス「循環線」運行状況について問います。

近永地区循環バスが今年1月から需要を把握するために試験運行し、3月から本格運行していますが、次のことについて問います。

(1) 1月21日から3月20日までの試験運行期間中の利用者は1日何人だったか。

(2) 本格運行になってからの状況はどうか。

(3) 1回乗車ごとに100円という運賃設定は高いとの住民の声があるが、改定する考えはないか。

(4) 愛治線のバスで近永へ出ても循環線との連絡がうまくいっておらず、長く待たされることがあるとの声を聞くが、公共交通機関との連携も含めて見直しをする考えはないか。

以上4件、問います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、末廣啓議員の第1番目の町営バス「循環線」運行状況についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の1月21日から3月20日までの試験運行期間中の利用者は1日何人かとの御質問であります。試験運行中は1日8便、スーパーや病院など16駅の停車駅を設けまして、1便当たりの運行時間約54分で、49日間運行いたしました。乗車人数は1日当たり平均5人でありました。

次に、2点目の本格運行になってからの状況はどうかとの御質問であります。本格運行は5月の連休明けの13日から実施いたしております。5月31日現在で取りまとめをした結果、1日当たり平均乗車数は8人となっております。

次に、3点目の1回乗車ごとに100円という運賃設定は高いとの住民の声があるが改定する考えはないかとの御質問であります。現在の運賃設定は、旅客の運送に要した時間及び距離に関係なく、1回の利用ごとに対価を定めておまして、1回乗車の運賃を100円の定額制としているところであります。

距離により運賃の差額を設ける場合には、整理券を発行して、区間ごとに運賃表示をするシステムを導入する経費が必要なことや、つり銭の支払い等、利用者と運転者にとっても煩雑になると考えられることから、現在の1回乗車ごとに100円の定額運賃で運行してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

次に、4点目の循環線と他の公共交通機関との連携についての御質問についてであります。現在、宇和島自動の北川回り線、三間回り線、直営運行の愛治代替バス、それぞれが北宇和病院へ乗り入れていることから、循環バスの発着点は北宇和病院前としております。

御質問のそれぞれのバスとの連携については、なるべくスムーズに連絡するよう循環バスの発着時間設定をしているところであります。北宇和病院に乗り入れている公共バスや、予土線の発着時間がまちまちであることから、待ち時間を少なくして他の公共交通機関と連絡するには、循環バスの便数を増やすか、時間設定を不規則にして対応するなどの方法が考えられます。

しかしながら、便数を増やす場合には、バスの台数と運転手の労働時間の問題が発生いたしますし、時間設定を不規則にいたしますと、便によっては利用客の待ち時間が長くなるなど、利用者にとって不便を来すことも考えられますので、現在は対応でき得る設定で運行しているところであります。

今後、運行していく中で、利用者の御意見等を聞きながら、利用者にとって最善の運行に近づけるべく対処していきたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

以上で、末廣啓議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、質問1の（1）についての再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

ありません。

○議長（渡邊眞次君）

次に質問1の（2）についての再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

試験運行中は1日5人、本格運行、これ5月13日から5月31日までの期間なんですけども、データをとるには短い期間じゃなかろうかなと思うんですけども、1日平均8人ということでした。これはこの事業をする前といいますか、始める前から想定内の数字ですか、8人というのは。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

今5人と8人平均ということでありましたけれども、循環線バス導入に当たりましては、どれだけの人数が利用されるかというのは、わかりませんので、利用者の想定は当初しておりません。ただし、循環線バスの導入に当たって、公共交通網形成計画というものを策定しておりますけれども、そのときにアンケートをとっております。循環線を利用されますかとか、循環線は必要でありますかというふうなアンケートをとっております。その折には、たくさんの人から、あれば利用したい、必要であるというふうな回答をいただいておりますので、それから比べれば利用者は非常に低いのかなというふうに考えております。

今後は、そういった意味で、もう少し周知徹底をさせて、利用率を上げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

ちょっと利用者になるべく多くなるようにいろいろ工夫をしていただきたいなと思っておりますが、今ほど今現在病院とか、スーパー、金融機関を停留所とされておられますが、利用はどうなんでしょうか。特に乗降率の高いところはどこなのか、多分北宇和病院が一番多いんだろうと思いますけども、その他多いところ、わかれば教えていただいたらと思います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

今質問ありましたけれども、北宇和病院を発着点としておりますので、北宇和病院が今一番多い状況であります。約5割の方は北宇和病院から乗り降りをされております。その後、参考といたしまして、量販店のフジ、それからしんばし、あとJRの出口駅も順次多い状況でございます。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

先ほどの説明で、1日平均乗車本格運行になってから乗車人員は8人とのことでしたが、1日で一番多く乗降された人数が分かれば教えていただいたらと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

試験運行時におきましては、2月の時点でありますけれども、1日一番多かったのが、19名の方が利用いただいております。あと5月からの本格運行時におきましては、5月の日付まで言いますと22日なんですけれども、15名の方が利用いただいております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

わかりました。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、質問1の（3）についての再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

料金設定が高いというふうなことで質問させていただきました。これは1回乗車ごとに100円という運賃設定、これは100円は理解できるんですが、ただ、例えば利用者が10か所に用事があるとすれば、100円玉を10枚用意しなきゃいけない、金額にして1,000円ということで、利用者にとっては高いイメージがある。5か所でしたら500円必要ですと。1回は100円なんですけども、乗り降りするたびに100円ということで高いイメージがあるんじゃないかなんか感じております。

そこで、何回も利用可能な定期券の発行とか、小銭を用意しなくてもいいような回数券を発行することによって、利用者の高いというイメージが、気分的に気持ち的に少しは緩和できるんじゃないかなんかと思いますが、定期券とか、回数券を発行、導入するような考えはないかお伺いします。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

いい御意見をありがとうございます。この巡回バスを運行するに当たって、一番考えなければならないのは、北宇和病院を中心としてどうしても食料品を買って帰りたいんよと言われるような方さえも交通弱者と言われるようになっていところを解消したいというところがあったものですから、もちろんこれの分の採算性については、先ほど課長が申し上げましたように、なかなか設定しづらいところはあるんですけども、今ほど言われました部分については、確かにそうかなというふうに私も考えます。

ただ、1つのスーパーへ行って、2つ3つと回るのもなかなか難しいかなんかと思います。そこまでは考えてなかったんですけども、ただ、先ほど課長が申し上げましたように、利用者の方の御意見として、3つ、4つ回らなきゃいけないときもあるんよと、そういうことでは確かに500円以上になると、それは少し割高になることもあると思いますので、そこらあたりは検討する余地は十分あろうかと思えます。今はまだ1人が4回、5回乗ったという事例は余りないものですから、もう少し時間を置きたいと思いますが、御了解いただきたいと思えます。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

了解です。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、質問1、（4）についての再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

ちょっと先ほど答弁いただいた分については、全ての公共交通機関との連携のお話をいただいたと思うんですが、私が問いたかったのは、愛治線と循環線との連絡について問うたつもりやったんですけども、今ほど利用者が最善の運行になるように近づけるということやったんで、それはそれでいいんですが、1つだけ、愛治線を13時に出発したときに、北宇和病院に13時40分に到着します。時間設定では。その折に、循環線は13時35分に出発しています。愛治から13時に来ても循環線がもう出てしまって乗れないという現状になっておりますので、ここだけは何とか改善できないものかお伺いをいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

私が考えておった分は、循環線の考え方は、北宇和病院をはじめ、医療機関に行かれた方がその病院の後にスーパーに行くというふうなイメージを持っておったんですけども、ただ議員さんが言われるようないろんなケースが考えられると思いますので、その5分の違いというものについて、利用される方が不満を持っていらっしゃるということについては、ある程度考える余地は十分あると思いますので、その状況だけ企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

ただいまの御質問でございますけど、町長の最初の答弁にもありましたように、町内には予土線であったり、宇和島の2路線、それと先ほど質問がありました愛治線が入っております。その時間の連携をするように最善の時間設定をさせていただいております。先ほども御質問がありました13時発の分が循環線に乗れないじゃないかというふうなことでありますけども、この件につきましては、ちょっと把握をしておりますので、今即答はできませんけれども、今後、時間設定につきましては、試験運行と本格運行をする中で、2便、3便、4便、5便が、9時発、それから12時ごろ発の便の乗車率が非常に高いという状況でありますので、そういったところは重点的に連携をしていきたいなというふうに考えております。

ただ先日、この件については担当者と話したんですけど、宇和島自動と予土線のダイヤ改正が4月と10月ということでございますので、今回すぐさまこれを変えますと、また、そういった時期にダイヤ改正をしなくてはならないので、そういったこと

も踏まえながら、今後10月をめどにそういった状況を把握して検討したいということで、本日のところは御理解をいただいたらというふうに思います。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

来年の秋には、公共交通機関の畔屋線が廃止になることが決まっております。当然、町営バスが畔屋のほうに乗り入れることになるかと思えますけども、その際に、多分ダイヤ改正もされると思えます。最近、国遠とか成藤とかなども町営バス、回ってほしいというような意見をよく耳にしますので、ダイヤ改正、路線拡充の折に国遠や成藤のほうに愛治線のバスとか、循環線とかを運行する考えはないか、ここら辺確認させていただいたらと思えます。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

循環線を走らせた結果として、循環線の目的というものとは違うやはり近郊、近永の町中以外の沿線の方々の御要望と申しますか、御不満から御要望だと思えますけども、国遠それから成藤以外に国遠団地のほうもありますし、結構今出てきました。それは本当の要望であろうと、ありがたく受けとめなければならぬんですけども、循環バスそのものの考え方というのは、私は1つは交通弱者というところを解消したかったことと、もう一つは、北宇和病院の利用者の方をもう一回呼び込みたいという気持ちもあったものですから、それを中心としたものにしたかった。

今ほどお話がありました、町中のもう一つ外側の周りの部分というのは、また違う対策として、日吉で始まりましたそれぞれの地域の交通弱者対策の一環であろうと思えますけども、その部分、今少しずつ作業を進めておりますので、その部分について担当課長のほうから説明をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

愛治線の分につきましては、もともと宇和島自動車が運行していた路線についてのみというふうな原則がございますので、今ほどの質問がありましたように、成藤を回すということにつきましては、ちょっと不可能なのかなというふうに考えます。ただ、原則でございますので、これは今後、陸運局と協議をしていけばどうかなというふうに考えております。

あと循環線につきましては、国遠、成藤も回してほしいということなんですけども、

今町長のほうが答弁ありましたように、交通弱者、病院とかスーパーとかを回る目的としておりますので、それをある一定の地域を回すということについては、現在のところは考えておりません。

もし、もしといたしますか、例えば国遠を回らせた場合、国遠以外の例えば中野川であるとか、芝であるとか、今在家であるとか、牛野川であるとか、近永地区内から当然要望は上がってくると思いますので、そういったところを回しますと、今現在1時間近く循環バスがかかっておるんですけども、1時間半、2時間かかりますと、1日8便の便が6便になったり、4便になったりというふうなこともなりますので、利用者にとってますます不便になりますので、そうなれば便数を増やすかというふうなことになりますが、それは町の施策になりますので私が答えるべきことじゃないんですけれども、今後、要望があればそういったものを予算化し、提案はしていきたいというふうに考えております。まだ現状では、なかなか回すことはできないのかなということでもあります。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

なかなか難しいというふうな答弁をいただきました。ちょっと今まで回っているところ16駅でしたか、回っているところを全部回ろうとするので時間がかかるのであって、乗降率の極めて低いところも何か所があるかと思うんですけども、今後の利用率も見きわめて、乗降率の低いところを停留所としての存続をどのように考えておられるのか、低いところを廃止して時間を短縮してほかのところに戻すというような考えはあるのかどうか、最後にお伺いします。

○町長（兵頭誠亀君）

少し先ほども申し上げたことと重なるんですけども、循環バスの考え方は、病院、各種の病院、それから町中のスーパー等について巡回させるという目的ということに今のところは限定しておりました。それ以外の近郊の部分については、それと近永の町中を走る巡回バスの目的とは少し違った、今私が公約としてやりよりも交通弱者としての対策の一環として私は考えておまして、課長に答弁をさせたかったんですけども、2年前にやっております日吉地区、それから三島、愛治、それから牛野川、水分地域における調査を開始しておりますので、そこらあたりと一緒にやはり好藤の宇和島自動が走らない地域、それから近永地区の今ほど申し上げてなかった地域、そ

こらあたりも全て泉地区のバスの走らない地区も交えて考えるところではあるかなというふうには思っております。全く考えてないわけではないんですけども、巡回バスの目的というものを今ほど議員さんが言われたほうが効率的に、またバスが少なくなくて済むとか、経費が少なくなくて済む形で満足度が高ければそちらを選ぶことも十分ありますので、ここらは臨機応変に対応していかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

了解です。

○議長（渡邊眞次君）

以上で質問1については、終了します。

続いて、末廣議員、質問2についての質問を行ってください。

○3番（末廣 啓君）

それでは、質問2、子どもの交通災害について伺います。

全国各地で交通事故が後を絶たない現状であり、特に最近は自動車の運転ミスと思われる事故で尊い幼い命や親子の命が奪われるという報道をよく耳します。鬼北町でも十分に起こり得ることと考えられるので、次のことについて問う。

（1）子ども見守り隊の現状はどうか。

（2）登下校時に保護者や教職員が付き添っている姿を見かけることがあるが、全町的にはどうか。

（3）以前に通学路の危険箇所等の点検をされたと思うが、そのときの結果と対応はどうか。

（4）通学路や園児の散歩道等に危険箇所や注意しなければならないところ等はないか、教職員・地元住民を交えて再点検する考えはないか。

（5）大津市の事故では、交差点に車止めが設置されていれば、園児の命は守られたかもしれない。町で点検した結果、危険箇所があれば、国・県に改善を働きかける考えはないか。

以上のことについて問います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○教育長（筒井 亀君）

それでは、末廣啓議員の第2番目の子どもの交通災害についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の子ども見守り隊の現状はどうかとの御質問についてであります、見守り隊の組織があるのは、小学校6校中5校で、構成員は、保護者、地域の有志、学校運営協議会委員、民生児童委員等であります、多くは児童の祖父母などで、時間的に余裕のある方が登下校の見守りをさせていただいております。

また、学校や地区公民館で行う各種会議の際には、校長が地域の方に児童の見守りをお願いしております。そのほか、スクールガードリーダーを2名の方に委嘱しており、見守り活動に関する助言等をいただいております。

次に、2番目の登下校時の保護者や教職員の付き添い状況についてであります、学校によってさまざまな対応を行っていますが、基本的には、教員は、毎月20日と春と秋の交通安全週間をはじめ、1学期当初の一定期間や集団下校時に、担当場所での街頭指導や登下校での付き添いを行っております。また、不審者情報があった場合や子どもたちが巻き込まれた事件・事故があった場合などの緊急時にも、一定期間は付き添って登下校をしております。保護者の方については、仕事等がありますので、見守り活動をされる学校は少ない状況ですが、学校によっては、毎日見守り活動を行っている保護者もおられますし、月1回輪番制で街頭指導を行っている学校もあります。

次に、3点目の通学路の危険箇所等の点検の結果と対応についてであります、昨年6月27日・28日の2日間で、大阪北部地震を受けてのブロック塀などの緊急点検を鬼北交番と合同で行いました。通学路にあるブロック塀で危険性の高いものは見受けられませんでした、念のため、ブロック塀から離れて歩くよう、学校から指導をしていただきました。また、瓦などが落下する危険性がある民家が3軒あり、1軒は所有者に撤去していただきましたが、後の2軒のうち1軒は所有者に対処をお願いしているところであります。残りの1軒については、所有者の名義は判明していますが、現住所、生存については不明ですので、今後、調査を続けてまいりたいと考えております。

また、9月21日には、学校から報告のありました通学路の危険箇所16か所について、県から派遣された通学路安全対策アドバイザー、宇和島警察署及び鬼北交番、南予地方局建設部、鬼北町PTAの代表者、町建設課及び教育課で安全点検を行い、対応を協議いたしました。5月末現在、16か所のうち9か所については対策が終了しており、残り7か所については、引き続き関係機関と連携し、早期に対策ができる

ように努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の通学路や園児の散歩道などの再点検についてであります。今年度におきましても、対策が終了していない箇所状況確認や、学校から新規に報告があった危険箇所等を点検し、関係機関と対応策を協議する予定としております。

最後に、5点目の危険箇所の改善を国・県に働きかける考えはないかとの御質問についてですが、先ほど3点目及び4点目の御質問で答弁しましたとおり、通学路の危険箇所につきましては、宇和島警察署や南予地方局等の関係機関と連携して対応を協議しておりますが、改善には予算を伴う箇所がほとんどでありますので、引き続き改善のお願いをしてまいりたいと考えております。

以上で、末廣啓議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、質問2、（1）についての再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

今ほど答弁いただきましたが、子ども見守り隊の現状、小学校で6校中5校に見守り隊があるということなんですけども、児童の祖父とかが登下校の見守りをしておるといことなんですけども、6校中5校ということで、あと1校は見守り隊がなくても大丈夫という認識でよろしいですか。

○教育長（筒井 亀君）

見守り隊は、今後検討するというような話も聞いておりますけども、それにかわる見守り活動はそれぞれのその学校でもやっておられますので、特に御心配なことはないと、私は考えております。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

了解です。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、質問2、（2）についての再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

学校によって先ほどの見守り隊の現状も含めて対応がまちまちのように伺えます。さまざまな対応をしておられるということやったんですけども、不審者がいたり、事件・事故はいつでも起こり得ることだろうと思います。実際近隣の町で歩行中の女子小学生が35歳から50歳ぐらいの男の方に声をかけられ、すれ違い後に背中を押さ

れたというふうな愛媛新聞に愛媛防犯情報として出ております。松山市でもいろんな防犯に関する記事が出ておりますが、鬼北町としてしっかりした統一された見守り体制の構築はできないものか問います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○教育長（筒井 亀君）

統一した見守り体制の構築はできないかということなんですけども、学校規模、それから環境等全てそれぞれ異なっておりますので、統一したものをつくることももちろん大切なんですけども、基本的にはそれぞれの学校、地域で、その地域に適した見守り活動をやっぱり進めていくことが一番なのではないかなと思っています。

ただ、不審者情報など宇和島警察署からいただいた情報等については、教育課のほうから各校にすぐ配信しまして、情報の共通理解をしておりますし、また、それぞれの学校においては、メール等を使って保護者に不審者情報を流すようなシステムも一応完成はしておりますので、万全はやっぱりない、いろんなことが考えられますので、全て今の対策が万全とは言いませんけども、今それぞれの学校で工夫しながら、子ども一人ひとりの命を守ることに全力を挙げて、それぞれの学校が取り組んでおりますので、御了解いただいたらと思っております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

了解しました。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、質問2の（3）について再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

通学路の危険箇所を昨年5月に点検されておられますけども、16か所のうち9か所が終了して、後の危険箇所については、早期の対策をとるところだったと思うんですけども、どういう危険箇所があるのかわかれば教えていただきたいと思います。

○教育長（筒井 亀君）

学校教育課長に答弁させます。

○教育課長（渡邊 甫君）

未対策箇所の7か所でありますけども、空き家の瓦等の落下の危険性がある空き家、

これが2軒、それから道路斜面の土砂が落ちてくる、これが3か所。それから道路の端に大きな水たまりができる、これが1か所。道路に木が覆いかぶさっている、これが1か所で、合計7か所となっております。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

空き家とか、斜面、水たまりいろいろありますけども、空き家の瓦の落下等について、もしかして愛治地区なのかもしれませんけども、歩くときにどういうふうに注意して歩くんですか、右側通行、左側通行なんですか。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○教育長（筒井 亀君）

歩き方なんですけども、原則右側通行とかいうのは交通規則ではありますけども、やはりそこに危険があるということで、もう左側を通るということをその現場で学校長のほうから子どもたちに指導していただくようになっております。基本危険を察知する能力も子どもたちに身につけさせる必要がありますので、原則は交通規則は守られる必要はあると思うんですけども、やっぱりそういう判断する能力も育てていかないといけませんので、落下や瓦等を修理していただくまでは、そういう対応もやむを得ないのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

もう一つだけお願いします。

道幅の少ない車1台がやっと通れるぐらいの橋や、車道と歩道との仕切り、縁石のない歩道が見受けられますが、これ予算を伴うことなんですけども、改善する考えはあるかどうか問います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○教育長（筒井 亀君）

先ほどの答弁でも申しましたように、基本的に町道等についての改善等をしていく必要がある場合については、県と教育課、また町のほうと相談しながら進めさせてい

ただかないといけないと思いますが、県道とか、国道等については、関係機関と一緒に点検をしながら、できるだけ早急に改善できるところは改善していくというような方向でお願いするしかないのではないかと思っております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

了解しました。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、質問2、（4）について再質問ありますか。

○3番（末廣 啓君）

ありません。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、質問2、（5）についての再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

ありません。

○議長（渡邊眞次君）

以上で質問2については、終了します。

続いて、末廣議員、質問3についての質問を行ってください。

○3番（末廣 啓君）

質問3、シルバー人材の活用について。

現在、国において働き方改革が推し進められています。地区住民の方々と話をしていますと、仕事ないかなとか、認知症予防のために仕事はないか等の話や相談を受けることがあります。60歳で定年を迎えられた方、65歳まで勤められて引退された方など、まだまだ心身ともに健康で意欲的な方がたくさんおられます。

昨年の12月定例会において、保育所の園庭等を環境整備する職員としてシルバー人材を雇用する考えはないかただしたとき、検討するとの答弁でありました。その後、どのように検討されているのか、また働きたいと意欲的な豊富にある人材を今後生かしていく考えはないかを問います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、末廣啓議員の第3番目のシルバー人材の活用についての御質問にお答えをいたします。

当町におきましては、4月1日現在、65歳以上の高齢化率が44.1%、60歳以上につきましては、51.9%でありまして、実に2人に1人が60歳以上の高齢者という状況であります。

そのような中で、知識や経験、技術を持った高齢者は貴重な人材であり、意欲や能力のある高齢者がそれぞれの経験を生かし、労働を含め幅広い分野で活躍できる場として、県内では17市町にシルバー人材センターが設置されているところであります。

末廣議員の御質問にもありましたが、当町におきましても、働きたいという意欲のある高齢者が活躍できる場を提供していくことは重要なことであると認識しているところでありまして、平成29年第4回議会定例会で、山本博士議員の御質問にも答弁いたしましたように、シルバー人材センターの設立に向けて準備を進めるよう担当課に指示をしているところであります。ただ、なかなか運営の担い手となる人材の確保ができず、まだ設立に至っていないのが現状であります。

現在、運営に必要な人材の確保について協議を進めるとともに、愛媛県シルバー人材センター連合会の協力・支援を受け、県内の既設のセンター等の先進事例を参考に、設立に向けた準備を行っているところであります。

今後につきましては、民生部門関係団体や町内企業との連携を図りながら、早期に設立できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

なお、保育所や学校等の町有施設の環境整備につきましては、保護者会やPTAでのボランティア活動も行っていただいておりますが、それも大切な活動であると考えておりますが、それを越える部分については、シルバー人材センターを設立いたしましたなら、基本的にはそちらに委託することになるものと考えております。センターの設立までの間は、地域の人材を雇用できるように、必要な経費を当初予算に計上しておりますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

以上で、末廣啓議員の第3番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、質問3についての再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

当町では2人に1人がもう60歳以上ということで、大変高齢化しておるわけなんですけども、29年12月でしたか、シルバー人材センターの準備を指示されておるわけなんですけども、20市町のうち17市町が設立されていて、今鬼北町当町では準備

中ということなのですが、これの遅れをとったというか、遅くなった原因は何なのかお伺います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

17市町の残り3市町は、鬼北町、松野町、上島町というふうに承っております。それぞれの市町でシルバー人材センターの必要性というものは、それぞれの町が感じられることだと思うんですけども、私は遅れをとっているというか、必要になる部分とやらん部分があって、町の形態として今までの旧鬼北町が6校区においてそれぞれのボランティア精神、または隣組等、組、集落それぞれの地域での活動として成り立っておった部分があるのではないかな。シルバー人材センターが請け負う部分というのは、それぞれの集落、または団体等の困った部分についてある程度経費を安くして人材を、失礼しました、生きがいを持って高齢者のほうにも仕事をやっていただくという趣旨だと思うんですけども、その部分のボランティアの部分として高齢者の方々が地域、集落、または組、団体等に自分の体といいますか、仕事をささげるといふ部分が私は鬼北町にもあったということは間違いないと思います。

ただ、これから先については、今ほど申し上げましたように、6割を超える高齢者、60歳以上の方々のためにお願いしますという気持ちでやっていくのも必要だろうというふうに判断をしまして、今進めているところであります。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

もし設立されれば、人的にどれぐらいの方を登録されるつもりでおるのか、また、どのような分野での作業を想定されているのかお聞きしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

事業を進めております保健介護課長のほうから答弁をさせます。

○保健介護課長（芝 達雄君）

まず、従事する人数ですが、まだ募集とかを募っている段階ではないので、当町としてどれぐらい必要なのかということはお答えできる状況ではないのですが、今回、先進事例を調査した折に、愛南町に行ってきたおるんですが、そこが人口的には鬼北町と比較しますと、倍の2万人程度です。そこで現在、シルバー人材センターで登録

されている方が50人、単純に言うと、うちの高齢者が大体4,500人程度ですから、割合的に言うと、かなり雇用率は低いということなのですが、これにはどうしても仕事に対するニーズの量や、事務局が愛南町であれば、事務局長さんと事務員さんの2人で仕事を回しています。そういった高齢者の方にやってもらう仕事の確保とかの量がありまして、なかなか100人、200人規模の方をいきなり使うというのが難しいと聞いております。それで、当町でも実際に動き出した場合には、連合会のほうからも指導があったんですけど、やっぱり30人とか40人程度で進めるのがベストではないかというふうに指示を受けているところであります。

仕事についてですが、一般的に全部の市町を調べておるわけじゃないですが、当町として統一的に発生してくるものとしては、草刈りとか、墓掃除とか、その他の農業の手助けとか、そういったものが全般的に対応していくようになるんじゃないかというふうに考えております。

以上で質問のお答えとさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

最後に1つだけ、企業とかそういうところへの、企業から要請があればシルバーの方を派遣するというふうなことも考えておられますか。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長から答弁をさせます。

○保健介護課長（芝 達雄君）

今回そういった準備をする際に、県のシルバー人材センターの連合会、視察に行った市町の情報を聞きますと、やっぱり企業からの仕事というのも対応しているということで聞いております。それで、あと県の連合会のほうに行った折には、その企業には未確認ですけど、町内の企業からもシルバー人材センターの活用をできる人材はいないかというようなことで問い合わせがあったと聞いておりますので、今後、進める上で、そういった問い合わせがあった企業を中心にどれだけニーズがあるのか調査をしていきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

わかりました。

○議長（渡邊眞次君）

これで末廣啓議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

再開を10時30分とします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時30分

○議長（渡邊眞次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、山本博士議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分です。

山本議員、質問1についての質問を行ってください。

○4番（山本博士君）

議席番号4番、山本博士です。

先に通告しましたとおり、質問をいたします。

質問1、農業振興地域と農用地区域の除外について。

2年前でしたか、質問させていただきましたが、時代の流れとともに世代が変わり、農用地区域の中では、特に酪農家の方で廃業され、山裾で施設が廃墟となっているにもかかわらず、農用地区域の縛りがあるため自由に利用することができない状況にあります。内容や場所で個別除外をすべきだと考えますが、どうお考えか伺います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、山本博士議員の第1番目の農業振興地域と農用地区域の除外についての御質問にお答えいをいたします。

鬼北町では、優良農地を確保し、農業振興施策を計画的に推進するため、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、鬼北農業振興地域整備計画を策定しております。

この計画により、長期にわたって農業の振興を図るべき地域を農業振興地域として指定し、この農業振興地域内で特に農業振興を図っていく土地を農用地区域として指定していることを、平成29年第4回議会定例会での山本議員からの御質問でも御説

明させていただきました。

その農用区域の中で、酪農家などの畜産施設等を農業用施設用地として指定しております。

議員の御指摘のとおり、農業用施設用地において、酪農などの畜産業を廃業されて、老朽化した施設が残っており、有効利用が図られていないものが出てきているのも事実であります。

御質問の廃業された酪農施設など、農用区域の農業用施設用地として有効利用が図られていないものの指定からの除外につきましては、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、地域の土地利用の状況等を勘案し、農用地以外の用途に利用することについて具体的な転用計画があり、必要かつ急を要する用途に供されるものと認められ、あわせて農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に定める要件を全て満たしている場合に限り、農用区域からの除外が認められています。

このようなことから、自由に利用することはできない状況ではありますが、やむを得ず、住宅・商業施設・駐車場・資材置き場等の農業施設以外に転用する必要がある場合は、農振法によって定められた要件を満たしていれば、個別除外することが可能となっておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上で、山本博士議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、質問1についての再質問はありますか。

○4番（山本博士君）

なぜ再度質問をしたかという、これは死活問題だからです。廃墟となっている場所でも税金はかかってきます。全体を考えるのも大変大事なことなんです、個別に除外をしていくほうが、スムーズに進むのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長のほうから説明をさせます。

○農林課長（松本秀治君）

確かに廃業された方にとりましては、そういった施設を有効利用して経済的にもということはおわかりです。個別除外ということも、先ほど答弁でありましたとおり、具体的な転用計画がありまして、住宅とか、そういった商業施設ですとか、そういった

ものにするという場合には、個別除外は可能となっております。

ただ、議員も御承知だと思うんですが、個別除外する場合でも、愛媛県農振法によりまして、愛媛県のほうの同意を得なければならないということになっておりまして、その同意を得る段階でどうしても農振法に合わない目的のものは、なかなか個別除外できないということになっておりまして、町としましても、できるだけ有効利用できるように、また県との協議をしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

了承ですか。

○4番（山本博士君）

西予市では、農業振興地域なんですが、過去10年間で23.9ヘクタールを編入し、17.6ヘクタールを除外したとあります。また、農業振興地域で内容や場所で個別除外可能、耕作放棄地、周辺環境変化による転用を考慮した指定見直しの提言を西予市ではいたしております。この辺、鬼北町はそういうことに関してどうお考えか伺います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長から答弁をさせます。

○農林課長（松本秀治君）

新聞のほうに掲載をされた分だと思うんですけど、一応西予市のほうに確認させていただきました。西予市のほうに聞いたところ、過去やっぱり個別除外で農振法に基づいて除外したものを数字として上げているということで、特別に変わったことで除外ということはしてないということでありました。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、了承ですか。

○4番（山本博士君）

了承です。

○議長（渡邊眞次君）

以上で質問1については、終了します。

続いて山本議員、質問2についての質問を行ってください。

○4番（山本博士君）

質問2、等妙寺旧境内整備事業について。

（1）等妙寺旧境内整備事業につきましては、多額の税金を費やし、箱物まで建造する中で、1議員として責任は重大であると認識をしております。この整備事業につきましては、第二次鬼北町長期総合計画の中にも示されております。また平成29年3月に作成されました保存整備活用基本計画書の中にも示されておりますが、町政での位置づけと重要度について改めて伺います。

（2）整備事業の中で、第Ⅰ期、第Ⅱ期、第Ⅲ期整備計画がありますが、全体の予算との中で町費と国費の金額を伺います。

（3）広範囲に及び整備事業ですが、今後さらに金額が増えることがないか伺います。

（4）今回の整備事業の中で除伐を行ってきたと思いますが、豪雨などで水が集中し、下流域の災害につながらないか伺います。

（5）将来的に年間どのぐらいの維持管理費が必要になるのか伺います。

（6）この整備事業をどう鬼北町の活性化につなげていくのか、全体的なビジョンを伺います。また、どのぐらいの費用対効果があるのか伺います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○教育長（筒井 亀君）

それでは、山本博士議員の第2番目の等妙寺旧境内整備事業についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の等妙寺旧境内整備の町政での位置づけと重要度の御質問についてですが、等妙寺旧境内には、御案内のとおり、平成はじめころから、遺跡の全容を解明し保護することを目的として調査研究が開始され、これまで多くの研究者や地元の方々がかわっていただき、発掘調査をはじめとした学術的調査を行い、中世の山岳寺院として隆盛を極めた歴史的価値の一端が明らかになってきています。

また、平成20年3月には国史跡として指定され、日本の歴史を語る上で欠かせない学術的に貴重な歴史文化遺産であり、その適切な保存と将来にわたっての継承が管理団体である鬼北町に求められております。

また、史跡保存のための全容解明に向けた調査研究は、今なお継続中ではありますが、史跡の持つ多様な価値や魅力を最大限に利活用し、学校教育での学習や社会教育における地域学習環境の充実はもちろんのこと、地域資源及び財産として将来に守り伝え

ていくとともに、観光の拠点や交流の場として、魅力あるまちづくりのための重要施策の1つとして考えております。

次に、2点目の全体の予算とその中での町費と国費の金額の御質問についてですが、基本計画では、3期13年の事業スケジュールで計画しており、おおむね4、5年で計画の進捗に応じて見直しを図っていくことにしております。現在の全体予算は、約5億4,000万円を見込んでおり、国費は、補助率50%ですが、補助対象外の経費があるため、約2億4,000万円を見込んでおります。町費は、残額の3億円となりますが、過疎債が充当できますので、その元利償還金の70%の2億1,000万円程度が後年度普通交付税により措置される見込みであり、町の実質負担額は約9,000万円と見込んでおります。

次に、3点目の今後さらに金額が増えることはないかとの御質問についてですが、この保存整備事業につきましては、文化庁及び愛媛県教育委員会の担当者をオブザーバーとして、各種専門家や有識者で構成される等妙寺旧境内調査整備検討委員会の指導のもと進めております。

史跡の整備は、各地点の性格やその場の情報から適切な保存方法を検討し、整備金額の試算ができるものでありまして、発掘調査の状況や整備状況の変更に応じて、計画の見直しも必要になってくるものと考えております。

したがいまして、現時点では、事業費の増減については、明言できませんので、御理解をいただきますようお願いいたします。

次に、4点目の除伐により豪雨などで下流域の災害につながらないかとの御質問についてですが、豪雨等による水の集中は、防災・減災の観点からは、山の保水力の低下が1つの要因として挙げられます。町内でもスギやヒノキの植林地が多くを占めておりますが、これらを適切な管理を行わずに放置林化してしまうと、森林の地表面が荒れ、土壌流出、表層崩壊などを引き起こす原因となったり、山の表流水が一気に下流へと流出しますので、災害が発生すると考えております。

したがいまして、山林を適切な間伐による植生管理を行い、山の保水力を高めることが、地域の防災・減災につながり、住民の生命・財産を守ることにもなると考えております。

等妙寺旧境内の整備事業の中での除・間伐の実施に際しましては、森林環境学を専門とする愛媛大学の名誉教授の指導のもと、史跡と森林との調和を図ることを目的に計画的に実施をしております。

昨年の史跡指定10周年記念シンポジウムにおきます先生の御講演の中で、これま

で除・間伐による整備を行ってきた場所は、整備していない場所に対し、各段に保水力が向上していることを報告していただいております。

しかしながら、史跡地は60ヘクタールと広大で、除・間伐が実施されていない未整備箇所が全体の3分の2を占めており、史跡の植生管理上、大きな課題の1つとなっておりますので、早期に除・間伐を進め、適切な植生管理を行い、防災・減災に努めてまいりたいと考えております。

次に、5点目の将来的に年間どのぐらいの維持管理費が必要になるのかとの御質問についてであります。史跡の維持管理に当たっては、遺構の保全、散策路周辺の草刈り、除草等の管理、整備事業により設置した施設・設備の保守管理、山林・植生の管理などが想定されます。具体的には、施設の電気・水道代、浄化槽の点検清掃費、修繕費、人件費などが必要となってきますが、人件費以外は年間数十万円程度で収まると予測しております。人件費については、当初は、ガイダンス施設の管理人が必要となってきますので、数百万程度が必要になると考えておりますが、行く行くは、地域住民やボランティアの方に管理運営を任せられる体制づくりをしていきたいと考えております。

次に、6点目の地域活性化へのビジョン及び費用対効果の御質問についてであります。等妙寺旧境内整備事業の目的は、史跡の保存と将来への継承であります。これを前提として、地域の財産である史跡は地域で守ることが基本であり重要なことだと考えており、行政は、史跡の持つ多様な価値の研さん及び把握に努め、地域住民がその価値を理解し、積極的に関与できるよう働きかけや仕組みづくりを行うことが必要であると考えております。

そのため、ガイダンス施設を建築し、当時の人々の営みやそれらを五感で体感できる場、遺跡に関する情報を提供し、地域の歴史や文化の学習機会の場及び自然環境の中での憩いの場とすることで、体験学習、他の文化団体との交流、イベントやワークショップの開催など、地域の方が生き生きと文化活動ができる場として史跡を積極的に活用していただき、地域活性化につながればと考えております。

また、町外の方を誘致するため、グリーンツーリズム事業との連携や、森の三角ぼうし及び夢産地と連携をとり、鬼に関連したイベント開催など文化財と町内の産業及び商工業が協働して大勢の観光客を呼び込むことにより、鬼北町の文化的魅力の向上や地域経済の発展にもつながっていくのではないかと考えております。

次に、費用対効果につきましては、この整備事業には多額の費用を要するわけですが、それに対する効果を数値であらわすことは難しいと言わざるを得ません。

多くの方が来られ、町内の施設で買い物をし、宿泊していただき、経済効果が上がることが最善であります。経済的効果だけでなく、文化財やその歴史に触れることで、豊かな心や地域の伝統を守る意識の醸成を図っていくことが重要であると考えております。

道路・水道・電気等の社会インフラの整備や社会保障には、当然、優先して予算がつき、文化振興に関することは予算が後回しになる傾向であります。等妙寺旧境内の整備事業には多くの予算をつけていただいております。そのため、整備事業が無駄とならないよう、文化庁・愛媛県教育委員会及び専門家や有識者の意見を参考に、教育課に在籍している学芸員の経験と知識を生かした取り組みを行っていきたく考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、山本博士議員の第2番目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、質問2、（1）についての再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

答弁ありがとうございます。町の長期総合計画の主要施策の1つとして位置づけられているのは、十分理解しておりますが、町政でのバランスはとれているのか。長期計画とは言え、ほかの事業と比べて突出してのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

中期計画の中の位置づけ、それから緊急度いろいろ含めてどうであるかということやと思うんですけども、旧の日吉村のほうには、武左衛門一揆記念館、それから作太郎先生の記念館というものがあり、明星ヶ丘というあの周辺を文化の地として位置づけられており、日吉村における中心的な役割、それを村民の方々の頭の中にちゃんと歴史というものを認識していただく啓発活動をされてきておったというふうに私は感じております。

それが新しい鬼北町、旧の広見町においては、やはり先人の残されたいろんな文化財というものはありますけども、それが国の史跡指定となったのは初めてであります。そういうふうな中で、やはり鬼北町の町民に対して先人の方々はここでこういうふうな生活をされておった、それを先ほど教育長の答弁にありましたように、先人たちの暮らしというものをこれから後世に伝えていくことは、我々の使命だというふうに考

えております。

確かに生活インフラというものに対して、それ以上に緊急度があるというものもあるかもしれませんが、これまでの教育費の中の文化費におけるハード部分については、ほかの市町よりも十分今から先の部分としてこの経費を投入することは、無駄じゃないと考えております。そんなことでバランスはとれておるといふふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、了承ですか。

○4番（山本博士君）

了承です。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、質問2、（2）についての再質問はありますか。

○4番（山本博士君）

町が支出する実質は9,000万だといふふうなことでお伺いしたんですが、町費と国費の仕分けはどのようになっているのか教えていただければと思います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○教育長（筒井 亀君）

ただいまの質問につきましては、渡邊教育課長に答えさせます。

○教育課長（渡邊 甫君）

この整備事業は、国庫補助事業でありますので、その事業の要件に沿った形で国庫補助金額は決定いたしますので、そのような事業体制をとっております。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、了承ですか。

○4番（山本博士君）

国史跡の範囲内であれば、国の補助が出るということでしょうか。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○教育長（筒井 亀君）

渡邊教育課長に答弁させます。

○教育課長（渡邊 甫君）

おっしゃるとおり、国の史跡に指定されている範囲で補助対象となります。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、了承ですか。

○4番（山本博士君）

2年前でしたか、ちょっと忘れたんですが、中山議員の質問で13年間の整備事業の概算は幾らかという質問があったかと思います。その中で、4億5,000万と答えられているように記憶しておるんですが、今回5億4,000万という指摘が出ておりますが、この違いは何なんでしょうか。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○教育長（筒井 亀君）

渡邊教育課長に答弁させます。

○教育課長（渡邊 甫君）

前回お示しました金額につきましては、平成28年度に策定いたしました保存整備活用基本計画書に基づいております。今回答弁いたしましたのは、平成29年、30年度で第1期整備計画の基本設計を行いました。それで具体的な数字が出て金額が上がっているということでございます。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、了承ですか。

○4番（山本博士君）

今後、災害などがあった場合、それは町費なのか、国費なのか、お聞きします。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

今から6年前にこの史跡指定内で起こった災害についても、文化庁に来ていただいて国の災害としてとっていただきました。そのときの雨量とか、そのときの原因とかいうものにおいて、国費がつく場合とつかない場合が多分出てこようかと思うんですけども、つくつかんとかいうよりは、原因が国史跡指定をしていく上で国の災害補助が必要であるというふうに判断していただけるような制度がいっぱいあれば私はええと思っておりますが、そういうふうな答弁で御了解いただきたいと思っております。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、了承ですか。

○4番（山本博士君）

了承です。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、質問2、（3）についての再質問はありますか。

○4番（山本博士君）

広範囲の調査で旧境内の全容と寺院の成立背景などが把握されている中で、もう少しコンパクトに見直しをする考えはないか伺います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○教育長（筒井 亀君）

ただいまの質問にお答えします。

遺跡が非常に広大でまだまだよくわからないところ、一番上の史跡の平たん部というところがあるんですけども、その横に新たな庭園、池が出たり、それを並行して進めながらやってはいきますけども、調査自体も今できるところ、専門家と相談しながら進めておりますので、本当に旧境内全体の全容を解明するには、なかなか多くの予算を伴いますので、現状今後も調査をしていく必要かあると思うんですけども、今、国の予算等のかかわり、予算がやはり、減額とかいう状況もありますので、なかなか予定した事業そのものも補助金がいただけないような状況もありますので、やれる範囲での学芸員もそれから調査の方も本当に一生懸命やっていただいておりますけども、もっとやりたい、やらないけん部分はたくさんあると思うんですが、限られた予算の中で、できるだけ国の補助をいただきながら調査をしているというのが現状ですので、コンパクトにして限られた部分だけの調査で終われるのかどうかというのは、遺跡のこれからの価値、意味づけとかいう意味で、もっと調査をしなければいけない部分もあるんじゃないかと私は思っておりますけども、なかなか予算、町の単独の予算で調査をするというわけにもいきませんので、国の補助金もいただける範囲の中でいろんな計画になっていく部分があるんじゃないかなと考えております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、了承ですか。

○4番（山本博士君）

了承。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、質問2、(4)についての再質問はありますか。

○4番(山本博士君)

ちょっと除伐がどれぐらい行われたかというのがわからないんですが、やはり下流域の住民に被害があっては絶対ならないことですので、その辺何か水路を大きくするとか、そういった準備はされているのでしょうか。

○議長(渡邊眞次君)

答弁を求めます。

○教育長(筒井 亀君)

本当に下流域に被害をもたらすようなことはあってはならないことですので、できるだけ被害を受けないような対応はしていけないといけないと思うんですけども、河川の修繕とかをしていくという対応までには、今のところ出ていない状況でございます。

○議長(渡邊眞次君)

山本議員、了承ですか。

○4番(山本博士君)

了承です。

○議長(渡邊眞次君)

山本議員、質問2、(5)についての再質問はありますか。

○4番(山本博士君)

この維持管理費の中に災害が起こった場合、それも含まれているのか、それとガイダンスの中のこういった展示をされるのかお聞きします。

○議長(渡邊眞次君)

答弁を求めます。

○教育長(筒井 亀君)

ただいまの質問については、渡邊教育課長に答えさせます。

○教育課長(渡邊 甫君)

この維持管理費の中には、災害に関する費用は含まれておりません。それから、ガイダンス施設でありますけども、約350平米の平家建てで、展示室、収蔵庫、体験学習室、事務室等を備えております。

この中で、史跡の来訪者への遺物の展示や映像、音声を使った案内、それから学校教育による子どもたちへの授業、生涯学習教育のほうでは体験学習等を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、了承ですか。

○4番（山本博士君）

了承です。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、質問2、（6）についての再質問はありますか。

○4番（山本博士君）

このビジョン計画をかなえるためには、具体的にどのようなことを進めていくのかお聞かせいただいたらと思います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

山本博士議員が心配されとることのお答えになると思うんですけども、やはり今まで鬼北町がこのような施設といいますか、文化遺産というものを後世に伝えていくために、ここの御質問の一番上に箱物までという、までという言葉が入っているのは、やはり箱物というものが、今の鬼北町には少し身分相応ではないのではないかというふうな気持ちが私は込められとと思うんです。

ただ、この施設そのものを見た場合に、ガイダンス施設というのは、私は等妙寺の山そのものを、上のほうに大きなお寺をぼんと建てるといようなことは、もちろん考えてないんですけども、ただ下から上へ上がるといいますか、修行僧と同じような道というもの、修行するために修行僧が歩いていた道というものを遊歩道として来ていただいた方に味わっていただきたい。今の日本全国のそれぞれの観光地は、見るというよりは自分が散策をするという、自分が参加するというふうな形に変わっていきよる、そこは狙わなければならないだろうなど。それは人にお越しいただく上での道筋であろうと思っております。

1つ、等妙寺の位置設定には中野川ということで、芝のほうには鬼北総合公園もありますので、あそこら一带として鬼北町総合公園を拠点とした、そこらでスポーツ、また文化の拠点という形で今からも進んでいくべきではないかなというふうに思っております。

それと、今一番必要なのは、やはり中野川の方、または近永の方、または鬼北町の方、いろんな方々に後世に伝えるべき等妙寺の大切さ、重要性というものを、行政と

すればもっともっと今以上に発信しなければならないだろう。それが遅れているから議員さんが思われているような不安というものになっていくんだろうなと思っております。皆さんが、これは必要だというふうに言っていただけるまでに、今までその啓発活動が不十分なためにそのような御質問が出るんだろうと思うんですけども、文化庁、または県の教育委員会がこれは大切なものですよということを委員会で話をされても、それが直接町民の方々に伝わらないというような状況が問題なんではなかろうかな。それを解消していくための啓発活動は私自身必要だろうと思っておりますので、今からということですけども、御了解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、了承ですか。

○4番（山本博士君）

御答弁ありがとうございます。そのとおりです。

こういった事業の中で、隣市町村で経済効果とか、何かそういうふうな成功した事例というのはあるのでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

中世の山岳寺院というのは、西日本では今までありませんので、これで成功と失敗というものの差というものはわかりづらいと思うんですけども、うちのほうの委員会の中には、佐賀県の吉野ヶ里遺跡を一からやっていただいた方にオブザーバーとして来ていただいて、吉野ヶ里とは違った鬼北町の中世の山岳寺院をどのように町民に啓発していくか、または人を呼んでくるかというふうなところで、言われたのがやはり私と同じように、下からのマイナスイオンを十分取り込んだ遊歩道というものを1つのポイントにするべきだというふうな提言はいただいております。

以上です。

○4番（山本博士君）

最後になりますが、町の活性化ということで、鬼のまちづくりを推進しておりますが、その中で、この等妙寺旧境内の鬼とのかかわりについて検証はされておるのでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

そこについても私も心配をしております、多分資料としてここに持ってないんですけども、ただ、これまでここ2年間で鬼北町で講演をしていただいております山本先生という文化財に詳しい先生のお話の中で、等妙寺の旧境内があの中腹にあっ

て、その上に鬼ヶ城がある。その鬼ヶ城という名前がついた由来というのが、俗界と山岳信仰に結んだ修行の場と、その間、境界から上のほうを案内する人がそこで住んでいらっしやった。その住んでいらっしやった方が、ずっと上のほうでその俗に言う、歴史上のあれは清良記に出てきます鬼王丸というところにも出てきますように、やはり昔の中世以前のお坊さん方が山で修行をされとったというところで、そこで案内をされておった方のことを鬼というふうに言われておった。それで鬼ヶ城とついたというふうなところで、鬼ヶ城という名前との接点というのがわかってきました。ただ、鬼北という名前そのものは、これはもうずっと後になりまして、昭和の時代にある先生が鬼北地方というふうにつけられたことは確認をいたしております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、了承ですか。

○4番（山本博士君）

了承です。

○議長（渡邊眞次君）

以上で、質問2については終了します。

続いて、山本議員、質問3についての質問行ってください。

○4番（山本博士君）

鬼北町には、親子で遊べる場所がありません。唯一総合公園がありますが、少し狭く遊具も充実をしておりません。そういった中で、若い人たちもジップラインやボートで楽しむ、また針葉樹とか、雑木を除伐し、のり面にはシバザクラ、周りの山々や公園内は桜山に、ぜひ町民が楽しめる場所をつくるべきだと思いますが、お伺いをいたします。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、山本博士議員の第3番目の鬼北総合公園についての御質問にお答えいたします。

まず、遊具の充実の御質問についてであります。鬼北総合公園には、現在ローラーライダーを含む7種類の遊具を設置しております。これらの遊具のうち、2種類の遊具は平成29年度に新設したものであり、また残り5種類の遊具のうち、4種類の遊具は平成29年度に補修いたしましたので、現在のところ新たな遊具を設置する

計画は今のところはございません。

しかしながら、山本議員の御質問にありましたように、町におきましても、鬼北総合公園を大勢の皆さんに利用していただける施設にしていくことが重要なことであると考えておりますので、遊具の配置や設置場所等を検討し、可能な限り町民の皆さんの要望に応えるよう努めてまいりたいと考えております。

また、市越池につきましては、御案内のとおり、農業用のため池でありますので、水利権者の同意が必要であると考えられますし、もし同意が得られたといたしましても、安全管理のため管理人を置く必要がありますので、現時点では、ボートを浮かべる等の活用方法は考えておりません。

次に、桜の植樹の御質問についてであります。基本的に私も賛成であります。現在も鬼北総合公園内には多くの桜を植樹しておりますが、公園周辺を含めた新たに植栽できる場所や老木化したものがありましたら、順次、植樹してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上で、山本博士議員の第3番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、質問3についての再質問はありますか。

○4番（山本博士君）

今年度、アリーナが鬼北町単独になりました。それを機会にぜひ運動公園の充実ということを目指してほしいと考えております。再度お伺いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

議員さんも御指摘のとおり、まずは町のものになったというところからの出発点でありますけども、今現在、体育館の大規模な修繕を行いましたけれども、まだいまだに空調設備についても結構御要望があるものですから、そこらも踏まえて、ただ議員さんが言われるのは、多分運動公園全体に人を呼ぶような施策を展開せよということだろうと思っております。若い人が今以上にあそこに足を運んでいただけるような施策について、また御教示いただきたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊眞次君）

山本議員、了承ですか。

○4番（山本博士君）

了承です。

○議長（渡邊眞次君）

これで山本博士議員の質問を終わります。

次に、2番中山定則議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分の予定です。

中山議員、質問1についての質問を行ってください。

○2番（中山定則君）

議席番号2番の中山定則です。

先に通告したとおり、一般質問を行います。2問、質問をいたします。

質問1、日吉小・中学校の義務教育学校への移行について、2点質問します。

昨年11月15日開催の平成30年第3回鬼北町議会臨時会で、義務教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例についての議案は、賛成少数で否決されました。その後の対応について2つ質問します。

①再度、議案の提出を予定しているのか問います。

②鬼北町学校適正規模・適正配置検討委員会にこの議案審議結果を報告されたのか問います。

2点目、鬼北町教育委員会発行の日吉小・中学校が目指す義務教育学校のリーフレットは、どのような目的、用途でいつ作成され、配布されたのか問います。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○教育長（筒井 亀君）

それでは、中山定則議員の第1番目の日吉小・中学校の義務教育学校への移行についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の平成30年第3回鬼北町議会臨時会での義務教育学校設置の関係条例の改正が否決された後の対応についての御質問のうち、まず、再度議案の提出を予定しているのかとの質問についてであります。臨時会での関係条例の改正案が否決されました理由といたしましては、義務教育学校がベストの選択かどうか、時期の問題、町民への周知不足等が挙げられていたように思います。

教育委員会では、否決されたことは非常に残念であります。小中一貫教育をさらに一步進めた義務教育学校を目指すことは、鬼北町学校適正規模・適正配置検討委員会でも移行を推進する必要があるとの答申をいただいております。町民の皆さんや議員各

位の御理解をいただき、愛媛県内初の義務教育学校のモデルケースとして、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

また、鬼北町学校適正規模・適正配置検討委員会へ議案審議結果の報告をされたのかとの御質問についてであります。臨時会翌日の新聞で審議結果が掲載されておりましたので、委員の方々も認識されたと考え、委員会を開催したり、文書による報告はしておりません。

次に、2点目の義務教育学校のリーフレットは、どのような目的、用途でいつ作成され、配布されたのかとの御質問についてであります。日吉地区の保護者の皆さんに義務教育学校のことをより深く理解していただくよう今年3月下旬に作成をいたしました。そして、4月のPTA総会で配布をし説明を行ったところであります。今後も、日吉地区の住民の方に周知するため、活用していきたいと考えております。

以上で、中山定則議員の第1番目の質問への答弁といたします。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、質問1、(1)、①についての再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

今ほどの答弁で引き続き取り組むということであったと思うんですが、再度、議案の提出を予定しているかとお伺いをしました。引き続き取り組むということは、予定をしているということですか、再度お聞きします。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○教育長（筒井 亀君）

再度、議案の提出を予定しているかということなんですけども、教育委員会として、また適正規模・適正配置検討委員会の考えとしても、日吉小・中学校を義務教育学校としていくべきだというふうな考えでおりますので、また、臨時会への提案については、前回の会議の中であまり望ましくないというふうなことを教えていただきましたので、基本的には、定例会への提案をさせていただけるように今努力をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

否決後なんですが、この否決の内容について、鬼北町総合教育会議で今後の対応、

再提出に向けての町民への趣旨と環境を整えて提出する必要があると思うんですが、今の教育長の答弁では、その辺の内容がわからないんですが、町長のほうに答弁をお願いします。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

教育長が申しあげましたように、議会への再議案の提出ということについて、できるように努力するというふうに答弁をしたと思うんですけども、それが今ほど中山議員さんが言われたような、いろんな下地をつくっていかなければならないということを含んでおるといふふうに思っております。

ですから、1回目のときについては、私は議員さんのお考えというものについて、一つひとつは伺わなかったわけでありまして、ただ今回、もう一回出すときには、1回目のときの理由は、義務教育学校がベストの選択かどうか、時期の問題、町民への周知不足というものが、ここで言われておまして、議員さん7名の方のそれぞれの意見はこれで集約されておると私は認識をしておりますので、そうであれば、もう一回その形が出ることも可能かな。ただ1回目よりはもう少し、それはそれぞれの議員さん方の思いというものも深く聞かなければいけないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

先ほど教育長が、臨時会ではなく定例会でという提出ならお話があったんですが、来年度開校を目指すなら9月定例会でないと間に合わないと思うんですが、その辺、今年の9月定例会を予定されているのか再度質問いたします。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○教育長（筒井 亀君）

先ほども申しましたように、できるように御理解いただくような努力をまずしていくことが最優先だと考えておりますので、今の段階で9月、または12月ということは、私のほうからは言うべきことではないのかなと思っておりますが。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

町長の答弁を求めます。お願いします。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

議会に提出する時期というものは、行政側に任されておりますので、そこについては、ここで答弁をさせていただくのは差し控えさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、質問1、（1）、②についての再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

先ほどの教育長の答弁で、新聞報道があったので検討委員会は開かなかったとのことでしたが、学校適正規模・適正配置検討委員の方から、この否決についての問い合わせはあったのかどうか伺います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○教育長（筒井 亀君）

ただいまの件については、渡邊教育課長に答えさせます。

○教育課長（渡邊 甫君）

ただいまの御質問でありますけども、日吉の委員の方がなぜ否決になったとお問い合わせがございました。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

この検討委員会をやはり否決を受けて再度開くべきであると思っておりますが、そ

の点について答弁を求めます。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○教育長（筒井 亀君）

ただいまの御意見でございますけども、教育委員会といたしましては、日吉小・中学校の義務教育学校への移行について諮問し、それに答えていただきました結果でしたので、あえて否決されたから、それについての会を再度持つという形で私は考えていませんでしたので、現在のような状況になっております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

言われることは理解したんですが、そうであれば鬼北町総合教育会議、この会議が最終的に方向性を決めていくと思うんですが、その会議でも了解を得て、昨年義務教育学校開設への議案を提案されたわけです。

鬼北町総合教育会議を先ほども言いましたが、否決後、開かれていない。これについてこの会議を開いて否決の原因、そして今後の対応について協議を十分すべきであると思うんですが、11月からもう新年度に入っております。その点、総合教育会議で再度十分に協議をすべきだと私は思いますが、町長の答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

先ほども申し上げましたけども、前回の議会に上程したときの反対の理由については、義務教育学校がベストの選択かどうか、時期の問題、町民への周知不足ということであったというふうに記憶をいたしております。それであれば、今教育委員会、または議会の内容を得て地元のPTA等がその周知を徹底しとるということでありまして、例えばもし義務教育学校のやり方がおかしいということが議会の反対の意見に出れば、それなりのことはするんでありますけども、あのときには、そういうふうな意見は出ていなかったと、私は思っております。ですから、その総合教育会議を開く、あのときは必要なかったというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

今ほど町長の答弁で、周知不足の件は言われましたが、最初言われた、ベストかどうか。ベストかどうかというのは、鬼北町内の学校に義務教育学校を開校するのがベストかどうかということなので、この日吉小・中学校義務教育学校へ移行すること、このこと自体について質問を投げかけていると思うんですが、ちょっと今ほどの答弁では、周知不足、時期の問題をクリアできれば議案は出せるという考えに聞こえたんですが、ベストの問題についての対応はなされていないように思うんですが、再度質問します。

○町長（兵頭誠亀君）

義務教育学校がベストかどうかということは、それは議員さんも含めて適正配置・適正規模検討委員会の委員の方々の御意見もそれぞれお考えがばらばらやと思うんですよ。ですから、ここの議会の分が全部が正しい、そして議員さんの中にも賛成・反対がある。委員会の中にも賛成・反対がある。そこらあたりは、私は中山議員さんもそこらは御承知おきだと思うんですけども、ただ、あのときに私もびっくりしたのは、やはり日吉地域の方々の中にもいろんな御意見があるということは、あのときにわかったわけでありますから、多分そこらあたりを日吉地域の方が、まずは地元からというふうなところで話をされたのだと私は思うんですが、形の成り行きとしては、ごく当然のことなのかなと。

ただ、先ほど申し上げましたように、それぞれの議員さん方が、あのときの反対の意見以外のいろんな思いをお持ちかもしれないと、そこらは私は個人的にはいろいろお話を聞いて伺ってみたいなというふうに思っておるのには確かでございます。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

了解。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、質問1、（2）について再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

2点目の質問の答弁で、日吉地区の保護者、そしてPTA総会で配布されたというふうに聞いたんですが、日吉地区への周知はもちろん、町内への周知が最重要だと思うんですが、住民全体に対する周知というのは、行われているのかどうか伺います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○教育長（筒井 亀君）

ただいまの御質問ですけれども、昨年度、全員協議会等でやはり地域への啓発を進めていくべきではないかというふうなお話も、御指導もいただいて、各地区を回って説明をしてみました。ただし、議員各位御承知のとおりだと思っておりますけれども、日吉小・中学校を含めまして、参加された方々は限られた方であって、多くの方が参加、私としては期待をしとったわけですが、参加していただけなかったわけですが、基本的にそういうふうには話があったのは、私自身もやっぱり取り組まないといけなかなというふうに考えたのは、特認校制度を一緒にやりたいというふうなこともありましたので、そういうことについて、まだ他の学校にも関係があるのかなというふうな考えはしたんですけれども、新しく私のほうで考えて、教育委員会の中で考えたのは、小中一貫の発展として義務教育学校を考えるというスタンスで考えておりますので、日吉地域以外のところに行って説明する必然性・必要性というのを私は感じておりません。

義務教育学校ができるということに対してどうか、こういう考えでしますということであったら、町のPTA大会とか、そういった中で説明すればいいのかなというふうな考えはしておりますけれども、義務教育学校の具体的な事柄について、各それぞれの学校、保護者に説明するよりも、やはり日吉地区の方々にしっかり理解をしていただいて、なぜ今義務教育学校を目指して、日吉の一貫教育をさらに発展したいというふうに考えているのかをより周知したいというふうに考えて、PTA総会に日吉の小・中学校のほうには参加させていただきましたけれども、ほかの学校のPTA総会等には参加はしていないのが現状でございます。

以上のような考えでございます。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

日吉小・中学校の義務教育学校ということで、もう日吉地区だけに周知をすればいいんだというふうには聞こえたんですが、この義務教育学校、町内に設けるということについて、やはり町民全体が理解をし、日吉小・中学校の義務教育学校を実現したほうがいいんじゃないかと思うんですが、このパンフレット自体を全戸配布することも可能であるので、そういうところからやはり進めていったらどうかと思うんですが、再度質問します。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○教育長（筒井 亀君）

言葉足らずやったかもしれませんが、町内のPTA総会等に行って説明しなかったのは今言った理由で、全ての方々が理解していただいて、そういう学校制度を鬼北町内につくるということについて、もちろん賛成いただければ一番ありがたいことですので、そういうふうな御理解いただけるように努力をしていかなければいけないなど思っております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

以上で、質問1については終了します。

続いて、中山議員、質問2についての質問を行ってください。

○2番（中山定則君）

質問2、第二次鬼北町長期総合計画・総合戦略策定について、2点質問します。

第二次鬼北町長期総合計画・総合戦略策定の進捗状況について、2つ質問します。

①各課における前期基本計画の効果や問題点などの洗い出し作業は始まっているのか問います。

②総合戦略の基本目標1から4を定め、それぞれ目標値を設定していますが、達成可能か問います。

2点目、第二次鬼北町長期総合計画・総合戦略策定業務の委託業者とどのような委託内容で契約を締結したのか問います。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第2番目の第二次鬼北町長期総合計画・総合戦略策定についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の御質問のうち、各課における前期基本計画の効果や問題点などの洗

い出し作業は始まっているのかとの御質問であります。第二次鬼北町長期総合計画の前期基本計画の計画年度は、令和2年度まででありまして、来年度を見直し年度としておりますので、現在のところ、問題点の洗い出し作業は行っていない状況であります。

次に、総合戦略の基本目標1から4を定め、それぞれ目標値を設定しているが達成可能かとの質問についてであります。当質問につきましては、今年の3月議会定例会におきまして、中山議員から同様の御質問をいただき、お答えしたところであります。

施策の項目によっては、既に目標値を達成しているものもありますが、中には、目標値に達成していないものもあり、その要因については、関係課において具体的な事業内容とKPIを検証し、検証結果を戦略策定委員会に報告し、委員の皆様にご意見をいただいております。それとあわせて、それぞれの施策の成果につきましては、毎年9月議会においても報告しておりますが、本年度におきましても、現在、平成31年4月現在の状況を各課で検証しているところであります。

次に、2点目の本業務の委託業者とどのような委託内容で契約を締結したのかとの御質問であります。現在のところ契約はいたしておりません。今後、国の方向性や動向を見ながら、順次事務作業を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上で、中山定則議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、質問2、（1）、①についての再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

第二次鬼北町長期総合計画については、平成28年度から前期計画については、町長言われたように令和2年度、総合戦略については、平成27年度から平成31年度、令和元年度、5年ということで、今回長期総合計画の後期計画、それと総合戦略を策定するというので、策定するには業者委託もするというのであろうかと思うんですが、そこで、1点目の①で、前期計画、問題点の洗い出し等を来年度が長期総合計画の最終年度だからしていないというのは、どうかと思います。

それと、あわせて、後期計画作成に当たって、作成原案を作成するに当たり、外部の方、大学教授等、外部の方の指導・助言を受けながら計画原案、行政企画委員会等で作成されるんだと思うんですが、そこに外部の大学教授等に指導・助言を受ける考えはないか。①については、以上、再度質問いたします。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

1つ目のどうかと思うということは、私推測ですけども、既に今までの問題点は洗い出したものについては、それぞれ修正・訂正をしていって、施策の成功に向けて修正をするべきじゃないかということでしょうか。ちょっと私わからないんですけども。

○議長（渡邊眞次君）

それでよろしいでしょうか。

○2番（中山定則君）

はい。

○町長（兵頭誠亀君）

いいですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○町長（兵頭誠亀君）

どうかと思うということについては、自主的に表に出ると言いますか、文書として出すのは、洗い出し作業としてはしておりませんが、各課職員は全くそれを無視しとるわけではありませんので、それぞれ適宜、各課長の指示のもと、それぞれの施策の修正点については、やってくれとるというふうに思っております。

もう一つ、策定委員会そのものについての学識経験者への助言・指導についての分でありますけども、やはりそこらあたり必要な部分については必要であろう。総合戦略の策定委員会のほうには、そういう方も入っていらっしやいまして、多分議員さんも御承知のとおり、これから後、これをミックスした形の部分として1つの冊子をつくる上では、そういうふうな助言についても、今後ここ1年、2年のうちには助言が入ってくるというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、質問2、（1）、②についての再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

私が問いたかったのは、総合戦略の基本目標1から4の目標値、例えば基本目標の1の数値目標の中で、町内事業所従業者数、基準値が3,810人です。目標値、平成31年度3,810人維持。町内総生産あるいは農林業生産額等あるわけですが、そういう示された目標値、それぞれ基本目標の1から4まであります。かなり高いハードル、目標値になっております。これについて達成可能か聞いたわけなんですけど、再度答弁を求めます。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

今ほどの御質問については、先ほど答弁をしたはずなんですけども。

企画振興課長のほうで答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

達成可能かというふうなことで御質問であろうと思っておりますけども、今検証中でございます。先日の6月3日庁議の折に、各課長のほうに各課の総合戦略の目標値設定についての検証をお願いしとるところでございます。ですので、今検証中でございますので、達成可能かというふうな質問を受けましても、しております、してないですというふうな答えはできませんので、いましばらく時間をいただいたらというふうに思います。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

検証中というのはわかったんですが、新たな総合戦略には、今年度までの基本目標1から4について、変更しないで総合戦略を現時点で考えられているのか、再度質問します。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

基本方針につきましては、中山議員も御質問され、御承知のとおりというふうに思いますけども、5月23日に政府の有識者会議がございまして、第2期の創生の基本方針が決定されました。これを受けて、政府は6月に閣議決定をするというふうなこ

とになつていきますので、町におきましても、それを受けて、最終的に12月で総合戦略は閣議決定されるわけですが、当然、町は、その基本方針を踏襲する必要がございますので、今現在待っております。ですから、今のところ総合戦略の基本方針等については、これまでの基本方針をなるべく変えない形で、そういった政府の基本方針も踏襲しながら策定するという事で御理解いただいたらというふうに思います。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

今の答弁で理解したわけですが、基本目標を変えないとすれば、施策の内容でもう5年たったわけですが、その内容を1つずつ実行できたもの、したのか、しなかった、できなかった等、よく施策について検討をいただいたらと思うんですが、施策内容の項目で手をつけてないものもあるんじゃないかという気がするんですが、その辺、再度答弁を求めます。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

基本目標の変更ということの中に、目標値の設定も変えないというふうなことも含めての変更は、今のところないというふうに理解をし、私も理解したというふうに思うんですけども、その中で、施策の内容で今新しい新規の令和元年度の予算の中で、新しい施策のものとして、私、全部軌道に乗っとるんですけど、中山議員さんが言われるのは、これを全部軌道に乗らないけんようになると思うんですけど、チェックそのものを全部してみると、やはり弱い部分と強めにやった部分と出てきとるのは間違いありません。

ただ、施策としては、やはり町民にアピールせないけん部分もありますから、施策それぞれの時期によってここをアピールし、ここは少し控えるといいますか、通年ですよという部分はあろうかと思うんですけども、全ての施策の内容を全部見てみます、昨日も一昨日も見たんですけども、それぞれ予算化できるところも私はあると思うんですが、そのように私は理解しております。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、質問2、（2）についての再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

2点目の答弁で、まだ契約をしていないという答弁だったかと思いますが、計画に当たり、プロポーザルとか、もう準備は当然されていると思うんですが、総合戦略策定に当たっては、国の方針等もあろうかと思うんですが、今年度で総合戦略は切れて、来年度からの施行ということでもありますし、予算的にも今年度の委託契約で高額の委託契約の金額であります。もう早目の契約締結をすべきだと思います。

それと、契約の中に、当初予算の委員会では住民アンケートも入っていたと思うんですが、その辺、平成22年度、平成26年度実施のアンケートと同じような内容のアンケートを今考えられているのか、この点について再度質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

1問目の質問でありますけれども、当初予算におきまして、中山議員のほうから御質問も受けたときにお答えしたと思うんですけれども、今年度の予算につきましては、長期総合計画の前倒しをしてアンケートを実施させていただきたいと。それと、総合戦略の策定の予算を計上しておりますというふうなことで御説明をさせていただいたと思うんですけれども、その後、もう1案、検討させていただいておりますので、それについて、契約が遅くなっている理由ということで御説明させていただいたらというふうに思います。

というのは、先ほど中山議員が言われましたように、総合戦略は今年度見直しをして、来年度策定というふうなことで言われましたけれども、今担当課としましては、県と協議の中で、総合戦略を1年延期をし、来年の長期総合計画と一本化をするというふうなことで検討案を出させていただいております。

これにつきましては、全国それぞれのところで、1年ずれとる分につきましては、一本化してもいいというふうなことで、内閣府からの了解も得ていると。それで、県のほうにも協議をしたところ、そういった方向でやってもよろしいですよというふうなことでお答えいただいております。

ただし、総合戦略の人口の報告であったり、創生の方針を長期総合計画の中に必ず盛り込みなさいよというふうなことがございますので、まだ現在、先ほど言いましたように、総合計画の基本方針が国の方針が決まっておりませんので、現在のところ、

一本化に向けての方向では進んでないということでございます。

あとスケジュール等についてですが、アンケートにつきましては、これまでのアンケートと同じようなものにするのかというふうなことでありましたけれども、一応今回のアンケートについては、基本方針、それから推進施策、そういったものの見直し、あわせて事業内容を実施する上で町民にとって効果があったものかというふうなアンケートをとらせていただいたらというふうに考えております。

ですから、平成26年にアンケートをとった内容を私もちよっと把握はしておりませんが、そのときは、あくまでも基本方針を策定するに当たってのアンケートを使っているというふうに考えております。

そのときのアンケートの内容は、住みやすさ、定住意向、施策の満足度、町の将来像について、町民の皆さんどういふふうにお考えですかというふうなアンケートをとっておりますけれども、それはあくまでも第二次計画を策定するときのアンケートでございますので、今回のアンケートは、前期計画に当たっての施策はどうであったのかというふうな内容になろうかというふうに思います。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

最後になりますが、前回のアンケートが住民基本台帳から、18歳以上の住民2,000人を無作為に抽出し、そのうち2,000人にアンケート実施、回収率が917人の47.8%でありました。なるべく多くの回答を得るためには、やはりもっと多くの方にアンケートをしたらどうかと思いますが、その辺、再度伺います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

これは以前に別の議員の方からも御質問されたときにお答えさせていただいたと思うんですけども、統計学的なアンケートの調査要綱がございまして、1万人であれば1,000人でいいというふうなことで、これは決定されとります。だから1億人であれば1,000万人というふうなことになっておりますけれども、これは統計学的に、鬼北町の場合、1万人の人口でございますので、その場合は1,000人であればい

いということでございます。前回は長期総合計画は今中山議員言われましたように、2,000人とおるわけですけれども、それで、回収率についても40%以上あれば何回やっても同じ回答が出るというふうな回答でございますので、当然回収率が上がればよろしいわけでございますけれども、今回はやるとしても1,000人になるのではないかというふうに思っています。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

これで中山定則議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

午後1時から再開します。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時00分

○議長（渡邊眞次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、議案第32号、鬼北町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第6、議案第32号、鬼北町森林環境譲与税基金条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

森林環境譲与税を財源とする基金を設置し、森林の整備及びその促進に資するため、条例を制定するものであります。

制定する条例内容の詳細につきましては、農林課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○農林課長（松本秀治君）

それでは、議案第32号、鬼北町森林環境譲与税基金条例の制定について御説明をいたします。

2ページをお開きください。

この条例は、国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止、国土保全、水源のかん養等の公的、公益的機能を図るため、森林整備等の地方財源の安定的な確保と自然条件が厳しい森林において、所有者が森林管理を行うことが困難な森林等について、市町村が管理を行う新たな森林管理制度が施行されたことを踏まえ、我が国の森林を支える仕組みとして、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されております。

これにより、徴収した森林環境税を定められた基準に基づき、市町村へ森林環境譲与税として譲与されることから、基金を創設し、これに対応するため本条例を制定するものであります。

それでは、条例の内容について説明しますが、条項につきましては、読み上げて説明させていただきます。

鬼北町森林環境譲与税基金条例。

第1条は、基金の設置について規定するものであります。第1条、森林の整備及びその促進に要する経費の財源に充てるため、鬼北町森林環境譲与税基金（以下基金という。）を設置する。

第2条は、基金の積み立てについて規定するものであります。第2条、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下、予算という。）で定める額とする。

第3条は、基金の管理について規定するものです。第3条、基金に属する現金は、金融機関への預金、その他、最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

第4条は、基金の運用益金の処理について規定するものです。第4条、基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して基金に繰り入れるものとする。

第5条は、基金の繰替運用について規定するものです。第5条、町長は財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

第6条は、基金の処分について規定するものです。第6条、基金は第1条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、その全部、または一部を処分することができる。

第7条は、条例の町長への委任について規定するものです。第7条、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し、必要な事項は町長が別に定める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第32号、鬼北町森林環境譲与税基金条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第33号、鬼北町特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第7、議案第33号、鬼北町特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○総務財政課長（佐竹 誠君）

それでは、議案第33号、鬼北町条例第2号、鬼北町特別職の職員で非常勤のもの

の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたしますので、4ページをお開きください。

今回の改正は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでありまして、説明はお手元にお配りをしております別紙新旧対照表で行いますので、新旧対照表のほうをご覧ください。

鬼北町特別職の職員で非常勤のもの報酬に関する条例の一部を次のように改正するものであります。

現行の別表第1（第2条関係）の区分中の委員の報酬の額を改めるものであります。2ページをお開きください。

2ページの別表第1は、条例第2条の規定に基づきまして、特別職の区分ごとに報酬の額を定めたものであります。今回の改正で報酬の額が改正となりますのは、2ページに下線で示しておりますように、投票管理者の項から投票立会人の項までの委員等は200円、期日前投票所の投票立会人の項から開票選挙立会人の項までの委員は100円、それぞれ報酬等を引き上げるものであります。

それでは、4ページにお戻りいただきまして、附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第33号、鬼北町特別職の職員で非常勤のもの報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第34号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第8、議案第34号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

令和元年度国民健康保険事業の費用に充てる適正な保険税を確保するため、地方税法第703条の4及び第703条の5の規定に基づき、条例の一部を改正するものがあります。

改正する条例内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○町民生活課長（古谷忠志君）

それでは、鬼北町条例第3号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明いたしますので、議案書5ページをお開きください。

今回の改正は、鬼北町国民健康保険事業の運営状況及び愛媛県が市町ごとに示した国民健康保険の標準税率等をもとに、国民健康保険税の税率を検討した結果、税率を引き下げたため、条例を改正するものであります。

説明は、別紙の新旧対照表で行います。左の現行に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正するものであります。

なお、別添で改正前と改正後の比較表もつけておりますので、こちらも御確認ください。

1ページをご覧ください。

国民健康保険税については、医療費の支払いに充てるための基礎課税分（医療分）、後期高齢者医療制度を支えるための後期高齢者支援金分、40歳から64歳までの被保険者の介護保険料分として徴収する介護納付金分の合計で税額を決定しており、その3つにそれぞれ所得に応じて徴収する所得割、土地及び家屋に係る固定資産税額に応じて徴収する資産割、1被保険者当たりに徴収する均等割、1世帯当たりに徴収す

る平等割がかかっております。

1 ページの第3条からは基礎課税分の規定になりますが、第3条第1項は、所得割について基礎となる所得に乘じる率を「100分の8.5」を「100分の7.2」に、第4条の資産割について固定資産税額に乘じる率を「100分の34」を「100分の25」に、第5条の均等割を1人当たり「2万100円」を「1万7,100円」に。

2 ページに移りまして、第5条の2第1号では、平等割を1世帯当たり「2万2,400円」を「1万9,000円」にそれぞれ引き下げるものです。

その下の同条第2号及び第3号は、税の軽減措置として特定世帯の平等割を1世帯当たり「1万1,200円」を「9,500円」に、特定継続世帯の平等割を1世帯当たり「1万6,800円」を「1万4,250円」に改めるものです。これは75歳になり、後期高齢者に移行した方がいる国保加入者が1人となった世帯を特定世帯と言い、5年間、介護分を除いた平等割が2分の1低減され、特定世帯として5年間経過後、さらに3年間は、特定継続世帯として介護分を除いた平等割が4分の1軽減されることによるものです。

第6条からは、後期高齢者支援金分の規定になりますが、第6条は、所得割について所得に乘じる率を「100分の2.9」を「100分の2.5」に。

第7条は、資産割について固定資産税額に乘じる率を「100分の14」を「100分の10」に。

3 ページに移りまして、第7条の2では、均等割を1人当たり「8,100円」を「7,000円」に、第7条の3第1号では、特定世帯及び特定継続世帯以外は、平等割を1世帯当たり「6,300円」を「5,400円」に、同条第2号では、特定世帯の平等割を「3,150円」を「2,700円」に、同条第3号では、特定継続世帯の平等割を「4,725円」を「4,050円」に引き下げるものです。

第8条からは、介護納付金分の規定になりますが、第8条は、所得割について所得に乘じる率を「100分の3」を「100分の2.2」に。

第9条の資産割について、固定資産税に乘じる率を「100分の12」を「100分の8」に、第9条の2では、均等割を1人「8,900円」を「7,400円」に。

4 ページに移りまして、第9条の3では、平等割を1世帯当たり「5,400円」を「4,100円」に引き下げるものです。

第23条からは、国民健康保険税の減額についての規定であります。同条第1号では、世帯主とその世帯に属する被保険者の所得の合計額が33万円以下の場合、

均等割と平等割が7割軽減されることを規定したのですが、同号アでは、基礎課税分の均等割の軽減される額を1人当たり「1万4,070円」を「1万1,970円」に、同号イでは、平等割の軽減される額を特定世帯及び特定継続世帯以外は、1世帯当たり「1万5,680円」を「1万3,300円」に、特定世帯は、1世帯当たり「7,840円」を「6,650円」に、特定継続世帯は、1世帯当たり「1万1,760円」を「9,975円」に改めるものです。

5ページに移りまして、同号ウでは、後期高齢者医療支援金分の均等割の軽減される額を1人当たり「5,670円」を「4,900円」に、同号エでは、平等割の軽減される額を特定世帯及び特定継続世帯以外は、1世帯当たり「4,410円」を「3,780円」に、特定世帯は、1世帯当たり「2,205円」を「1,890円」に、特定継続世帯は、1世帯当たり「3,307円」を「2,835円」に改めるものです。同号オでは、介護納付金分の均等割の軽減される額を1人当たり「6,230円」を「5,180円」に、同号カでは、平等割の軽減される額を1世帯当たり「3,780円」を「2,870円」に改めるものです。

同条第2号は、世帯主と世帯に属する被保険者の所得の合計額が33万円にその世帯の被保険者と国保から後期高齢者医療保険を被保険者に移行した方の人数に、1人当たり28万円を乗じた金額を合わせた金額以下の場合、均等割と平等割が5割軽減されることを規定したのですが、同号アでは、基礎課税分の均等割の軽減される額を1人当たり「1万500円」を「8,550円」に、同号イでは、平等割の軽減される額を特定世帯及び特定継続世帯以外は、1世帯当たり「1万1,200円」を「9,500円」に。

6ページに移りまして、特定世帯は、1世帯当たり「5,600円」を「4,750円」に、特定継続世帯は、1世帯当たり「8,400円」を「7,125円」に改めるものです。同号ウでは、後期高齢者医療支援金分の均等割の軽減される額を1人当たり「4,050円」を「3,500円」に、同号エでは、平等割の軽減される額を特定世帯及び特定継続世帯以外は、1世帯当たり「3,150円」を「2,700円」に、特定世帯は、1世帯当たり「1,575円」を「1,350円」に、特定継続世帯は、1世帯当たり「2,362円」を「2,025円」に改めるものです。同号オでは、介護納付金分の均等割の軽減される額を1人当たり「4,450円」を「3,700円」に、同号カでは、平等割の軽減される額を1世帯当たり「2,700円」を「2,050円」に改めるものです。

同条第3号は、世帯主とその世帯に属する被保険者の所得の合計額が33万円にそ

の世帯の被保険者と国保から後期高齢者医療保険の被保険者に移行した方の人数に1人当たり51万円を乗じた金額を合わせた金額以下の場合、均等割と平等割が2割軽減されることを規定したのですが、同号アでは、基礎課税分の均等割の軽減される額を1人当たり「4,020円」を「3,420円」に。

7ページに移りまして、同号イでは、平等割の軽減される額を特定世帯及び特定継続世帯以外は、1世帯当たり「4,480円」を「3,800円」に、特定世帯は、1世帯当たり「2,240円」を「1,900円」に、特定継続世帯は、1世帯当たり「3,360円」を「2,850円」に改めるものです。同号ウでは、後期高齢者医療支援金分の均等割の軽減される額を1人当たり「1,620円」を「1,400円」に、同号エでは、平等割の軽減される額を特定世帯及び特定継続世帯以外は、1世帯当たり「1,260円」を「1,080円」に、特定世帯は、1世帯当たり「630円」を「540円」に、特定継続世帯は、1世帯当たり「945円」を「810円」に改めるものです。同号オでは、介護納付金分の均等割の軽減される額を1人当たり「1,780円」を「1,480円」に、同号カでは、平等割の軽減される額を、1世帯当たり「1,080円」を「820円」に改めるものです。

新旧対照表による説明は以上であります。

議案書6ページにお戻りください。

附則について説明いたします。

附則、第1項、施行期日、この条例は、公布の日から施行する。第2項、適用区分、改正後の鬼北町国民健康保険税条例の規定は、令和元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとするものです。

以上で鬼北町条例第3号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（赤松俊二君）

この国民健康保険制度について、2018年度から運営主体が県に移行されたところではありますが、県に移行をされることによって、一応国保の管理者にとって気になるのは、保険料がどうなるかということであったわけなんですけども、今回一部条例

改正を見てみますと、国保税率が下がっていると、国保税が下がっているように見受けられますが、この要因、理由について質問をさせていただきます。

○町長（兵頭誠亀君）

国保会計の中身、今議員さんが言われるとおり、昨年この時期にも、平成29年度の決算を見たときに、ある程度落としてもいいんじゃないかなという気は実際とったんですけども、今言われましたように、保険者が県に変わるということがあって、どのように徴収金が変わるかわからないということがありましたので、1年待っておりました。1ついい条件が、これは全部がこういうことではないと思うんですけども、条件としてですね、知っておられる方も多いと思うんですけども、国保の被保険者の方の健康診断の受診率というのが、愛媛県で第1位でありまして、57%強であります。ちなみに、松山市さんは30%台でありまして、57%を超えておる、健康診断を受ける方が多くなると早期発見につながる。早期発見につながると病気の重症、重度への移行が少なくなる。そうなってくると会計全体の医療費が下がってくる。そうなると会計が助かる。そうなってくると保険税を下げるができるというふうなことが1位にはあろうかと思ひまして、ここ1年様子を見取りましたけども、これであれば10年、20年はわかりませんが、ここ3年間は十分これで対応できると判断して、今回下げることで提案をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（渡邊眞次君）

よろしいですか。

○5番（赤松俊二君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第34号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第35号、鬼北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第9、議案第35号、鬼北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○町民生活課長(古谷忠志君)

それでは、鬼北町条例第4号、鬼北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたしますので、議案書7ページをお開きください。

今回の改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律等が一部改正され、ある一定規模以上の被害が生じた際に行う災害援護資金による貸し付けに関する規定について、市町村の政策判断に基づき、低い利率での貸し付けを可能とすることなどが規定されたことによるものであります。

説明は、別紙の新旧対照表で行います。左の現行に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正するものであります。

1ページをご覧ください。

下段、第14条については、貸付利率についての規定でありましたが、改正前の法律で定められていた保証人に関する規定が削除され、保証人については、市町村の判断により条例で定められることとなったため、利率に加えて保証人についても新たに規定するものです。

同条第1項に規定する貸付利率については、法改正により、据置期間、返済の猶予期間3年経過期間後は、延滞の場合を除き、その利率を年3%以内で市町村の条例で定めることとされたため、据置期間中は無利子とし、期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き、年3%としていたものを、据置期間を含め期間経過後についても延滞の場合を除き無利子とするものです。

同条第2項及び第3項は、保証人について規定したのですが、第2項では、貸し付けを受けようとする場合は保証人を立てること。第3項では、保証人は貸し付けを受けた者と連帯して債務を負担し、保証債務には法律の施行令で定めた違約金、延滞元利金額の年5%を含めることを新たに規定するものです。

2ページをご覧ください。

第15条については、貸付金の償還等について規定したのですが、同条第1項の改正は、これまでの償還方法であった年賦償還または半年賦償還に、新たに月賦償還を加えるものです。同条第2項の改正については、第14条において、貸付利率を無利子としたことによる規定の整理であります。同条第3項の改正については、法律から保証人の規定が削除されたことによる規定の整理であります。

新旧対照表による説明は以上でありまして、議案書8ページにお戻りください。

附則について説明いたします。

附則、第1項、施行期日、この条例は、公布の日から施行する。第2項、経過措置、この条例による改正後の鬼北町災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により、被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについては、なお、従前の例によるとするものです。

以上で、鬼北町条例第4号、鬼北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第35号、鬼北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第36号、鬼北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第10、議案第36号、鬼北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

一般廃棄物の収集運搬用車両の車両整備に伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、環境保全課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○環境保全課長(高田達也君)

それでは、議案第36号、鬼北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

この条例は、平成30年度より泉・小倉地区に整備しておりました、ごみ収集運搬車車庫整備工事完了に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容について説明いたします。添付資料の新旧対照表をご覧ください。

第25条の表中、2施設を記載しておりましたものに、右欄改正後の下線で示す小倉ごみ収集車車庫を加えるものであります。

議案書10ページにお帰りください。

附則、この条例は、令和元年7月1日から施行する。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第36号、鬼北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第37号、鬼北町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第11、議案第37号、鬼北町過疎地域自立促進計画の一部変更について、提案理由の説明をいたします。

平成27年度に策定した鬼北町過疎地域自立促進計画について、地上デジタル自主放送設備及びケーブルテレビスタジオ機器類の保守対応年数が到来し、計画的に更新する必要があるため、当該計画の一部を変更するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、企画振興課長が説明いたしますので、御

審議のほどよろしくお願いいたします。

○企画振興課長（二宮 浩君）

それでは、議案第37号、鬼北町過疎地域自立促進計画の一部変更についての提案内容の説明をいたします。

鬼北町過疎地域自立促進計画におきましては、平成28年3月議会におきまして、平成28年度から平成32年度までの計画について承認をいただいているところでありますが、過疎債の借り入れにつきましては、過疎地域自立促進計画に記載されていることが条件となっております。

今回、追加いたします当事業につきましては、財源は過疎債を充当することとしており、当初計画に登載しておりませんので、同計画の一部変更を行う必要が生じたため、計画変更について議会の承認をお願いするものであります。

それでは、議案書12ページをお開きください。

小さい22の数字は、鬼北町過疎地域自立促進計画書のページ数を示しております。計画書22ページの(3)事業計画、平成28年度から平成32年度について、自立促進施設区分、事業名(6)電気通信施設等のうち、下線で示しております有線テレビジョン放送施設について、同じく下線で示しております事業内容の欄の地域情報通信基盤整備事業を追加し、事業主体につきましては、鬼北町を追加するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第37号、鬼北町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第38号、財産の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第12、議案第38号、財産の取得について、提案理由の説明をいたします。

消防団員に係る夜間作業時の視認性向上を図り、安全を確保するため、財産を取得したいので、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1、財産の種類 消防団員新基準活動服。

2、備品内訳 新基準活動服 440式。

3、取得金額 784万800円。

4、契約の方法 指名競争入札。

5、契約の相手方 愛媛県宇和島市祝森甲1687-12。

喜多商事株式会社 代表取締役坂本嘉也。

財産の取得に関する詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○総務財政課長(佐竹 誠君)

それでは、議案第38号の説明をさせていただきます。

消防団員新基準活動服購入業務につきましては、今回取得いたします消防団員新基準活動服につきまして、お手元の別紙で資料を準備させていただいておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

まず、活動服の数量は、男性用424式上下、女性用16式上下でありまして、合計の440式となっております。主な規格の内容といたしましては、平成26年2月に消防庁告示第1号によりまして、改正後の消防団員制服基準に準ずる機能性及びデザインであります。消防服につきましては、伸縮素材を使用した夏服の活動服となっております。上着ズボンのサイズを別々に選択できるタイプとしております。また、消防団員の安全確保を図るため、特に夜間等の活動には視認性向上のため、鬼北町消防団の名称を反射プリントとするものであります。

なお、入札日は、令和元年6月5日であります。

以上で財産の取得についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○7番（芝 照雄君）

これは夏用ということなんですけど、はっぴの代わりではないということですね。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長から答弁をさせます。

○総務財政課長（佐竹 誠君）

これまで消防団の活動服につきましては、紺色の消防団の活動服を着ておりました、特に夏服とか冬服という制限じゃなく、一定のもので使っておりましたので、はっぴの代わりということではありません。はっぴは別々に従来どおりで、はっぴはそのままであります。

以上であります。

○7番（芝 照雄君）

私も消防団におりましたのでわかるんですが、いまだに昔ながらの柔道服の重たいはっぴで消防団活動されとると思いますけど、何年か前にニュースで見たんですけど、今、軽量で火災とか薬品とかに強い素材のものができとるということなんですけど、その辺、今後変えていくつもりはあるのかを聞きたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長から答弁をさせます。

○総務財政課長（佐竹 誠君）

今回の整備いたしますのは、活動服的なものでありますので、はっぴを全面的に更新をするというのは、現在のところは考えておりません。

以上であります。

○議長（渡邊眞次君）

了承ですか。

○7番（芝 照雄君）

了解。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第38号、財産の取得についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第39号、財産の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第13、議案第39号、財産の取得について、提案理由の説明をいたします。

家庭ごみ収集運搬の継続的かつ安定的な業務を行うため、財産を取得したいので、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1、財産の種類　ごみ収集運搬車（パッカー車）。

2、備品内訳　車両1台。

3、取得金額　628万5,600円。

4、契約の方法　指名競争入札。

5、契約の相手方　愛媛県北宇和郡鬼北町大字上鍵山91番地。

株式会社日吉自動車　代表取締役林武男。

財産の取得に関する詳細につきましては、環境保全課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○環境保全課長（高田達也君）

それでは、ごみ収集運搬車の取得について説明いたします。

鬼北町では、現在、家庭ごみの収集運搬をじん芥車4台、ダンプ1台で実施しております。このうち、じん芥車1台を更新するものであります。

今回、取得いたしますごみ収集運搬車は、お手元の別紙資料のとおりであります。車体の形状、じん芥車（パッカー車）であります。エンジン出力150馬力、排出量2,997cc、納期、令和2年3月19日であります。

以上で財産の取得について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

○7番（芝 照雄君）

4台のうちの1台を買い替えるということで、よろしいでしょうか。更新と言われましたけれど。

○町長（兵頭誠亀君）

環境保全課長から説明をさせます。

○環境保全課長（高田達也君）

パッカー車、じん芥車につきましては、現在、鬼北町所有の3台、あと大幸クリーン所有の3台、計6台を使用しておりますが、大幸所有の2台につきましては、予備車として置いております。現在、じん芥車につきましては、4台で町内を回っておりますが、うち1台が大幸クリーンが所有する車であります。

今回、ごみ収集車1台を購入し、更新という表現をいたしましたが、大幸クリーンの登録を1台抹消し、町の所有する4台と大幸クリーンが所有する2台、これを環境センターへの持ち込みの登録として、6台で体制を整備したいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

了承ですか。

○7番（芝 照雄君）

了解。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第39号、財産の取得についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第40号、令和元年度鬼北町一般会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第14、議案第40号、令和元年度鬼北町一般会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正における歳出の主なものといたしましては、参議院議員選挙費に伴う備品購入費及び住宅建設費に町営住宅を建築するための工事請負費を、林業振興費に森林環境譲与税基金積立金を追加計上するものであります。

また、歳入につきましては、事業実施に伴う特定財源のほか、繰入金等を追加計上するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ5,970万円を追加し、歳入歳出予算の総額を76億9,070万円とするものであります。

地方債補正におきましては、過疎対策事業の限度額の変更を行うものであります。

予算内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○総務財政課長（佐竹 誠君）

それでは、議案第40号、令和元年度鬼北町一般会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

それでは、第1条の歳入歳出予算の補正について説明をいたします。

はじめに歳出予算から説明をいたしますので、9ページをお開きください。

歳出の予算のうち、主なものについて御説明をいたします。

まず2款、1項、6目、企画費に、補正額として228万3,000円を計上するものであります。主なものは、18節、備品購入費で車両の購入後19年を経過しております、新たに公用車を購入する経費であります。

次に、2款、4項、3目、参議院議員選挙費に、補正額として109万8,000円を計上するものです。主なものは、18節、備品購入費に選挙開票に使用する自書式投票用紙読取機の購入経費として107万円を計上するものであります。

開けていただきまして、10ページをご覧ください。

3款、1項、5目、障害者福祉費に、補正額として140万9,000円を計上するものです。主なものは、20節、扶助費124万7,000円で、訪問入浴利用者が増となったことによるものであります。

次に、3款、2項、1目、児童福祉総務費は、補正額として638万円を計上するものです。これは幼児教育の無償化に伴い、子ども・子育て支援システムの改修に係る経費であります。

次に、5款、1項、3目、農業振興費は、補助事業に関する県の要綱が改正となり、もうかる農林業を確立するため、普及組織先導型革新的技術導入事業費補助金、紅い雫・さくらひめ生産拡大支援事業費補助金など、制度が新設されましたので、新たな農業振興策として補正額を290万円追加計上するものであります。

次に、5款、2項、2目、林業振興費に、補正額として2,434万5,000円を計上するものです。主なものは、19節、負担金補助及び交付金に森林管理推進センター負担金480万8,000円を、また25節、積立金に、森林環境譲与税基金積立金を1,808万1,000円計上するものです。当該基金につきましては、先ほど森林環境譲与税基金条例の提案の折、説明をいたしましたとおりであります。

次に、6款、1項、2目、商工振興費に、18節、備品購入費として615万1,000円を計上するものであります。これは各種イベントに使用する備品等を購入する経費であります。

次に、11ページにまいりまして、7款、5項、2目、住宅建設費に、補正額とし

て882万4,000円を計上するものです。主なものは、町営住宅建設工事請負費として826万円を計上し、合わせて管理委託料及び確認申請手数料を追加計上するものであります。

次に、8款、1項、1目、非常備消防費は、補正額として184万9,000円を計上するものです。これは18、19日開催を予定しております、愛媛県総合防災訓練の出張負担金及び自主防災組織活性化支援事業費補助金を計上するものであります。

次に、9款、2項、1目、学校管理費は、補正額として231万6,000円を計上するものです。

1枚開けていただきまして、12ページをご覧ください。

一番上ですけれど、9款、2目の18節、備品購入費に当たりましては、図書購入費として170万円を計上するものであります。

次に、歳入予算の主なものについて説明をいたしますので、7ページをお開きください。

2款、3項、1目、森林環境譲与税を新設し、補正額として2,288万9,000円を計上するものであります。

次に、14款、2項、1目、総務費国庫補助金は、補正額として239万1,000円を計上するものです。これは番号制度システム整備費国庫補助金であります。

同項、2目、民生費国庫補助金は、補正額として716万5,000円を計上するものです。主なものは、子ども・子育て支援事業費国庫補助金638万円であり、幼児教育無償化に伴う、電算システム改修に対する補助金であります。

次に、15款、2項、4目、農林水産業費県補助金は、補正額として127万1,000円を計上するものです。主なものは、紅い雫・さくらひめ生産拡大支援事業費県補助金125万4,000円、県育成オリジナル品種イチゴでありまして、紅い雫の苗購入費等に対する補助金であります。

次に、開けていただきまして、8ページをご覧ください。

19款、1項、1目、繰越金に、補正額として前年度繰越金1,505万7,000円を計上するものです。平成30年度決算剰余金のうち、公共施設等基金に2分の1以上を積み立てを行った上で、事業に見合う所要額を計上するものであります。

次に、21款、1項、4目、農林水産業債は、補正額として140万円を計上するものです。これは農作物有害鳥獣捕獲対策事業債で、補助対象を拡大したことに伴う補助金に過疎債を借り入れて財源に充てるものであります。

次に、第2表の地方債補正について御説明いたしますので、4ページをお開きくだ

さい。

第2表の地方債補正は、5の過疎対策事業について、過疎地域自立支援促進特別事業費として140万円を追加し、補正後の限度額を3億9,560万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法については、補正前に同じであります。

次に、給与費明細書について説明をいたしますので、13ページをお開きください。

1、特別職について説明をいたします。比較の欄の説明とさせていただきます。

その他特別職の報酬につきましては、2万5,000円の増といたしております。先ほど条例改正で説明をさせていただいたとおりであります。特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例の提案の折に説明した内容であります。

以上で、議案第40号、令和元年度鬼北町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○7番（芝 照雄君）

まず10ページ、6款、1項、2目の機械器具費、説明ではイベント等の備品というものの説明でしたが、もう少し詳しく内容を教えていただきたいと思っております。

それと12ページの9款、5項、1目のスポーツ少年団補助金20万円、これは何か途中で補助金出すということは、特別な何かあるんでしょうか、教えていただきたいと思っております。

○町長（兵頭誠亀君）

6款の商工費の分につきましては、企画振興課長が、それから9款の教育につきましては、渡邊課長のほうで答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

6款、1項、2目、商工振興費の備品購入費615万1,000円の機械器具費でありますけれども、先ほど総務財政課長が言いましたように、イベントで使うテントの購入を予定いたしております。現在でちこんか事業、秋に行います秋の陣のでちこんかで、90張りのテントを張つとるわけなんですけれども、うち60近くにつきましては、現在購入はしておりますが、残りの30近くにつきましては、各小・中学校から借り入れをしております。

今後、そういったイベントもあることですし、そういった借り入れもどうかというふうなことで、今回追加で30張りを計上したところでございます。

あとあわせて、それを入れる倉庫も購入をさせていただきたいということで計上しております。

以上です。

○教育課長（渡邊 甫君）

9款、5項、1目のスポーツ少年団補助金20万円でありますけども、これは鬼北町乗馬スポーツ少年団が使用しております馬が1頭増えまして、その馬のひづめの装蹄代、それから子どもたちが使う安全ヘルメットとベストの補助金であります。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

了承ですか。

○7番（芝 照雄君）

はい、了解。

○議長（渡邊眞次君）

ほかにありませんか、

○9番（程内 覺君）

12ページの9款、教育費の文化費の中で、愛媛国際映画祭実行委員会負担金とありますが、近隣においても映画館等がなくなって、映画を見る機会が少ないと思いますが、子どもたちにやはり映画を見せる教育も必要ではないかと考えますが、こういった映画祭に実行委員会負担金があるのであれば、当町にもそういったものを誘致して、何回か映画を子どもたちにも見せてやると、そういったような機会を与えることも必要ではないかと考えますが、その点についてお伺いをします。

○町長（兵頭誠亀君）

考え方のことですので、私のほうから説明をさせていただきます。

知事のほうから御案内がありまして、このような映画祭を今からやっていくけども、20市町のうちでこのようなものがやりたいと、手を挙げてくれということでしたので、今回うちのほうですね、今ほど議員が言われました、子どもたちに映画と、テレビではなしに、テレビのVTRじゃなしに映画館でというところがあって、鬼北町には旧日吉の議場の分について改修をしておりますので、ぜひあそこでやりたいということで、手を挙げたからこれがあるということで、今年度末までに1回あそこでやりたいということで手を挙げまして、映画の内容まで私も聞いてないんですけども、や

りたいということで手を挙げた分の負担金でございます。

よろしく申し上げます。御協力のほどお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

了承ですか。

○9番（程内 覺君）

はい、了解です。

○議長（渡邊眞次君）

ほかにありませんか。

○8番（福原良夫君）

11ページの7款、5項の住宅建設、これはどこへ何戸まで建てるか。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長のほうから答弁をさせます。

○建設課長（上田 司君）

7款、5項、2目、15節の工事請負費でございますが、この工事請負費につきましては、栄町住宅の1棟3戸、本年度予算計上しておりましたが、30年度の設計に基づきまして、当初見込んでおりました額がオーバーしましたので、計上させていただきました。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

了承ですか。

○8番（福原良夫君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（中山定則君）

10ページの5款、2項、2目の19節、森林管理推進センター負担金、この森林管理推進センター負担金の内容、センターと負担金の内容をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長のほうから説明をさせます。

○農林課長（松本秀治君）

この負担金につきましては、森林環境譲与税に伴いまして、森林経営管理法が施行されておまして、その中で、各市町があらゆる業務を実施するという事になって

おります。

内容としましては、森林所有者の意向調査ですとか、経営管理の集積計画ですとか、経営管理実施配分計画ですとか、そういったものをやるんですが、事務が物すごく多く煩雑であるということでありまして、県のほうの指導で、大体5流域で1つセンターをつくってやったらいいんじゃないかという指導を受けておりまして、今回、南予のほうでは、宇和島市さんと松野町さんと鬼北町でセンターをつくりまして、そういった業務を実施していくということに計画しておりますので、その負担金ということになります。

以上です。

○2番（中山定則君）

宇和島市、松野町、鬼北町ということなんですが、どこにそのセンターは、事務局はどこで、どういう形で実施するのかを問います。

○町長（兵頭誠亀君）

事務所そのものということでの話だと思うんですけども、現在の南予森林組合の事務所の中ということ、行く行くはということですけども、奈良の町有地の部分の貸付地のほうに、その分を森林組合の事務所と並列してといいますか、その中ということになるかと思えますけども、今、県と相談中でございます。基本的には、南予森林組合の事務所に行くということでございます。

○議長（渡邊眞次君）

了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第40号、令和元年度鬼北町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました

日程第15号、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思

います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。

ただいま可決されました議員派遣の内容については、今後変更を要するときは、その取扱を議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の内容に変更を要するときは、その取扱については、議長に一任することに決定しました。

日程第16、総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてから、日程第18、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてまで、以上3件を一括議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第16、総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてから、日程第18、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてまで、以上3件を一括議題とすることに決定しました。

お手元に配付した写しのとおり、総務産業建設常任委員会委員長及び厚生文教常任委員会委員長から、所管事務に関する事項の継続調査申出書が提出され、議会運営委員会委員長からは、議長の諮問に係る次の議会の会期、会期日程等議会運営の基本に関する事項及びその他の議長の諮問に係る事項についての継続調査申出書が提出されております。

いずれも鬼北町議会会議規則第75条の規定により、閉会中もなお引き続き調査が実施できるよう所要の事務手続です。

お諮りします。

総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書については、これを申し出のとおり許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書のとおり、許可することに決定しました。

以上で本定例会の会議に付された事件は、全て議了しました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

令和元年度第2回鬼北町議会定例会に提案しておりました条例の制定1件、条例の一部改正4件、計画の一部変更1件、財産の取得2件、一般会計補正予算1件につきましては、それぞれ慎重に御審議いただき、原案のとおり議決いただき、誠にありがとうございました。

今回の定例会において議決いただきました予算等につきましては、適切かつ堅実に進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、今後とも引き続き、御指導、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

これもちまして、令和元年第2回鬼北町議会定例会の閉会挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（渡邊眞次君）

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第2回鬼北町議会定例会を閉会します。

○事務局長（谷口浩司君）

起立願います。

礼。

（午後 2時17分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（ 3 番）

鬼北町議会議員（ 4 番）